

平成28年第1回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第5日目）

本日の会議 平成28年3月14日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員長	喜々津 英世	委員	金子 恵
副委員長	中村 美穂	委員	岩永 政則
委員	安部 都	委員	山口 憲一郎
委員	安藤 克彦	委員	堤 理志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 濱口 務 係 長 細田 浩子

説明のため出席した者

教育次長 帯田 由寿

教育委員会理事 近藤 徳雄

（教育総務課）

課 長 青田 浩二 係 長 和田 久美子

係 長 金子 寛之 主 事 園田 勇蔵

（学校教育課）

係 長 後藤 理子

（生涯学習課）

課 長 栗山 浩二 係 長 渡辺 房子

係 長 木須 美樹 主 事 山口 愛貴

主 事 市川 雄也

建設部長 森 浩平

（農林水産課）

課 長 中嶋 敏純 係 長 畑中 隆徳

係 長 山本 公司 主 事 林田 和真

（管理課）

課 長 濱 伸二 課長補佐 日名子 達也

係 長 前 田 将 範

(都市整備課)

課 長 松 邨 清 茂

課 長 補 佐 山 口 新 吾

係 長 藤 崎 隆 行

係 長 永 石 大 祐

主 任 山 口 和 樹

主 任 伊 藤 央

本日の委員会に付した案件

議案第 18号 平成28年度長与町一般会計予算

開 会 9時24分

散 会 16時23分

### ○委員長（喜々津英世委員）

おはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開会をいたします。平成28年第1回定例会において、本常任委員会に付託を受けました議案の審査を行います。本日は、教育委員会関係のまず教育総務課、それから学校教育課、一緒に審査を行います。議案の説明を求めます。

青田課長。

### ○教育総務課長（青田浩二君）

それでは、平成28年度一般会計当初予算、学校教育課及び教育総務課所管分の説明をさせていただきます。歳入は1億5,203万5,000円で、教育総務課のみとなり、前年度と比較いたしますと、7,764万4,000円の増額となっております。これは長与中学校体育館床改修工事と長与第二中学校校舎外壁改修工事に係る国の補助と事業充当起債基金の繰入れが主な要因でございます。歳出は、学校教育課が1,879万6,000円で前年度と比較いたしますと3万6,000円の増額、教育総務課が7億7,499万9,000円で、前年度と比較いたしますと6,216万3,000円の増額となっております。こちらも2つの中学校に係る改修工事が主な要因となっております。それでは、予算書の8ページをお開きください。第2表、地方債でございます。表の5段目になります。中学校施設整備事業は、長与第二中学校校舎外壁改修工事に充当するものでございます。続いて、歳入について説明させていただきます。説明書の12、13ページをお開きください。11款1項負担金、3目教育費負担金、1節教育総務費負担金は、スポーツ振興センター共済保護者負担金になります。これは小・中学生に掛けております共済の保護者負担金で、要保護・準要保護の児童生徒分を除く2,953名分の負担金を計上しております。20、21ページをお開きください。13款2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金は、要保護児童生徒援助費補助金51名分を、特別支援教育就学奨励費補助金は19名分を計上しております。2節中学校費補助金は、要保護児童生徒援助費補助金29名分を特別支援教育就学奨励費補助金は13名分を計上しております。学校教育設備整備等補助金は、3中学校各20万円の理科設備購入費に係る補助金になります。学校施設環境改善交付金は、長与第二中学校校舎外壁改修工事に係る事業費の3分の1の補助になります。3節幼稚園費補助金は、幼稚園就園奨励費補助金として296名分を計上しております。26、27ページをお願いします。15款1項財産運用収入、2目利子及び配当金になります。最終行の奨学資金貸付基金運用収入と28、29ページの最終行の教育振興基金運用収入が、教育総務課所管分で1,000円ずつ存目計上しております。16款1項寄附金、7目教育費寄附金は1節小学校寄附金から3節幼稚園費寄附金までを1,000円ずつ、存目計上しております。30、31ページをお開きください。17款2項基金繰入金、6目繰入金、1節教育振興基金繰入金は7,050万5,000円のうち、6,370万5,000円が教育総務課所管分になります。内訳としまして、長与中学校体育館床改修工事業

に4,793万円を、長与第二中学校校舎外壁改修工事事業に1,577万5,000円を充当予定としております。2段下の義務教育施設整備基金繰入金は廃目になっております。36、37ページをお開きください。20款1項町債3目教育債2節中学校施設整備事業債は、長与第二中学校校舎外壁改修工事に充てる起債でございます。以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

次に歳出について説明させていただきます。154、155ページをお開きください。10款1項教育総務費、1目教育委員会費になります。51万2,000円の減額になっております。1節報酬から11節需用費までは経常的な経費になりますが、今年10月から教育委員長と教育長が一本化され、委員長報酬が半年分減額されるのと、九州地区教育委員会連絡協議会が隔年開催のため、それに係る旅費を減額しております。2目事務局費でございます。前年度と比較いたしますと、80万7,000円の増額となっております。1節報酬は学校教育相談指導員2名分になります。就学支援委員会委員報酬は回を前年度1回から3回に増やし、その分増額計上しております。2節給料から4節共済費は、教育長、教育次長、学校教育課と教育総務課職員合わせて13名分になっております。4節共済費の社会保険料は、学校教育課の相談指導員2名分になっております。7節賃金は就学时健康診断時のパート賃金として3名分を計上させていただいております。8節報償費のうち前年度計上しておりました幼稚園卒業記念品代につきましては、平成28年度からの機構改革により、幼稚園費の方で計上しております。156、157ページをお願いします。12節役務費、診断書作成手数料は、就学相談時の診断書作成に係る手数料を本年度から計上させていただいております。13節委託料、環境測定委託料は、空気環境測定に係る業務の委託料として2項分を本年度から計上しております。19節負担金補助及び交付金の7行目、ふるさと長与研究会補助金は小学3・4年生の副読本ふるさと長与の改定に伴うテスト作成年度で増額しております。4行下の体験交流学习補助金は、小・中学生のふれあいペーロンに対する補助金で、バス借上料の値上げにより増額しております。158、159ページをお願いします。長与検定事業補助金になります。平成28年度から読み書き・計算に加えまして、英単語の基礎能力をつけるため、英語のテキスト作成に係る経費を50万円増額計上しております。その他は経常的な経費になっております。3目教育振興基金、25節積立金は1,000円を存目計上しております。義務教育施設整備基金費は廃目になっております。次に2項小学校費、1目小学校管理費でございます。前年と比較すると5,781万8,000円の減額になっております。これは長与小学校体育館吊り天井撤去工事に係る減額が主な要因になっております。7節賃金をお願いします。児童生徒補助支援員賃金につきましては、教員補助員を5名と特別支援教育支援員を1名増員して12名分を計上しております。これは平成28年度から難聴児童を対象とした特別支援学級が設置されるための増員と、臨時職員の技術職補助の保育士に合わせて800円から840円へ時給を見直しており、増額になっております。11節需用費の消耗品費は、印刷消耗品の購入

費が増額していることから、増額しております。下から3行目、修繕料は経年劣化による補修が年々増加していることにより増額しております。160、161ページをお願いします。13節委託料になります。最終行の機器・器具保守点検委託料は、単独調理校4校分の給食調理器具点検委託で、本年度から計上しております。14節使用料及び賃借料になります。3行目の電算機器借上料は、昨年8月までは再リースで借上げておりましたパソコン教室用のパソコン等を9月から新たにリース契約しておりますので、増額になっております。15節工事請負費の校舎整備工事費は、洗切小学校の自動火災報知設備改修工事と、電気設備取替工事費は、北小の高圧ケーブル更新工事になります。18節備品購入費になります。3行目給食用備品購入費は、洗切小学校のワンタッチスライサーと食器洗浄器、高田小学校の消毒保管庫、北小のワンタッチスライサー等が経年劣化により買替えるために増額しております。その他は、経常的な経費になっております。162、163ページをお願いします。2目小学校教育振興基金費になります。1,970万2,000円の減額になっております。8節報償費、2行目の子供と親の相談員報償費は5名分を計上しております。11節需用費をお願いします。前年度が教科書改訂年度における副読本、ふるさと長与の印刷製本費を150万円計上しておりましたので、その分減額しております。最終行の教師用教科書及び指導書は、前年度が4年ごとの教科書改訂年度でしたので、その分1,494万1,000円を減額しております。19節負担金・補助及び交付金は遠距離通学費補助金、洗切小学校8名、北小13名分を計上しております。20節扶助費は、要保護・準要保護児童就学援助費、要保護児童51名、準要保護305名、特別支援学級児童就学援助費は19名を計上しております。その他は経常的な経費となっております。3項中学校管理費になります。1億3,937万5,000円の増額になっております。7節賃金をお願いします。児童生徒補助支援員賃金は5名分を計上しており、小学校と同様に時給を40円増額しております。11節需用費、消耗品費を小学校費と同様な理由から増額しております。164、165ページをお願いします。下から3行目、修繕料につきましても、小学校費と同様に経年劣化による補修の増により増額しております。13節委託料をお願いします。下から2行目の設計監理委託料は、第二中学校校舎外壁改修工事の管理業務委託料と長与中学校体育館床改修工事の設計と管理業務委託料を計上しております。166、167ページをお願いします。15節工事請負費、屋内運動場整備工事費は、長与中学校体育館床改修工事になります。建築後37年が経過し、老朽化により構成の床組が錆び等による腐食と、その支柱に歪みがある他、床板も傷んでおりますのでそれを改修するものです。工事内容としましては、既存の床組みの解体と新設、アリーナステージ部分の床板の新設、競技ごとのラインの塗装を実施するもので工期は夏休みを含めた3ヶ月を予定しております。校舎整備工事費は、主なものは長与第二中学校校舎外壁改修工事で、建築後35年が経過し、外壁部の爆裂やクラック、屋根・ひさし部分の剥落が激しく、応急的に5、6年前前から数回にわたって浮いた部分を叩いて落としており、それを改修するも

のです。工事内容としては、雨水の浸入を防いで躯体を劣化させないよう、校舎全体の外壁のクラック・浮き部分・爆裂箇所改修と塗膜防水の塗り直しを実施するもので、工期は夏休みを含めた6ヶ月を予定しております。その他に高田中学校の校舎ベランダ防水工事と、長与中学校の避難器具取替工事を計上しております。その他は経常的な経費となっております。2目中学校教育振興費になります。1,377万3,000円の増額となっております。8節報償費、2行目、心の相談員報酬が3名分を計上しております。11節需用費、最終行の教師用教科書及び指導書を願います。これは4年ごとに実施されます教科書改訂年度にあたり、指導書デジタル教科書、教師用教科書購入のため1,039万9,000円増額しております。14節使用料及び賃借料を願います。これは中体連や駅伝大会出場時の自動車借上料で、借上料の値上がりにより増額しております。19節負担金・補助及び交付金の遠距離通学費補助金は、長与中43名、第二中27名を計上しております。20節扶助費は、要保護・準要保護生徒就学援助費、要保護29名、準要保護211名、特別支援学級生徒就学援助費は32名分を計上しております。その他は経常的な経費となっております。168、169ページを願います。4項幼稚園費、1目幼稚園教育振興費、8節報償費の幼稚園卒業記念品代は先ほど説明したとおり、幼稚園費で計上させていただいております。19節負担金・補助及び交付金のうち、幼稚園就園奨励補助金は296名分を計上しております。その他は経常的な経費でございます。5項奨学金、1目奨学金は、経常的な経費になります。186、187ページを願います。7項保健体育費、3項学校給食費になります。1,617万1,000円の減額となっております。主な要因は、前年度共同調理上の連続炊飯システム取替工事を計上していたものが主な要因になります。188、189ページを願います。13節委託料、3行目の給食調理委託料は、給食調理を委託しております管理公社職員の昇給とパート職員の賃金が163円から184円に見直したことにより増額しております。18節備品購入費は消毒保管庫を購入するもので、スライサーの刃とフライヤー用道具の消毒保管庫がなかったので、新規に購入するものです。その他は経常的な経費になります。次に、214、215ページを願います。債務負担行為の平成28年度以降にわたる調書になります。上から4段目と5段目になります。中学校で218台、小学校で362台のパソコンとタブレット70台の電算機器借上料の債務負担の限度額でございます。続きまして、主要な施策に関する説明書の21ページ、22ページに学校教育課と教育総務課の主要な施策を記載しております。28ページからは各種一覧表が添付されております。また44ページには、長期継続契約予定一覧の下から2行目が教育総務課所管分になります。45、46ページには基金の状況が掲載されており、8行目の教育振興基金と最終行の奨学資金貸付基金が教育総務課関係の基金になりますのでご参照ください。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。まず、歳入、12ページ、13ページ、ここでは質問ありませんか。

次に、20、21ページをお開きください。ここでは、13款2項5目1、2、3節です。よろしいですか。

次、26、27ページ、下の方ですね。15款1項2目、次のページの上段のところ、存目ですので。それから28、29の16款1項7目、これも存目計上です。

次に、30、31ページ、17款2項6目。いいですか。この表の下の4つは廃目となったものです。

次いきます。36、37、20款1項3目、ここではありませんか。また何かありましたら後で、総括的に質疑をしたいと思います。

では次、歳出いきます。154、155、10款1項ですね。154、155ページ、何かありませんか。いいですか。

次156、157ページ、いいですか。

安藤委員。

**○委員（安藤克彦委員）**

負担金のところですかね、ちょっとお尋ねしますけれども。交流体験学習補助金はふれあいペーロンの補助金だと聞いたんですけども、球磨村体験事業が今まであったんですが、あれは上がってない、ちょっとどこで上がってたか分からないんですけど、ちょっと予算上見当たらないので、どうなってるのかっていうことを教えていただけますか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

帯田次長。

**○教育次長（帯田由寿君）**

今回ですね、球磨村の研修はですね、球磨村の方からですね、天草の方に臨海学校等にですね、行かれることも今してらっしゃって、今回こちらの長与町に参るのにもちょっと余裕がなくなってきたということですね、一時休止をお願いできないだろうかということですね、球磨村の教育長さんの方からお話があったもんですから、うちの教育長と協議をさせていただいて一時休止という形ですね、今回は計上を控えております。以上でございます。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

今に関連するんですが、そうしますと体験交流学習補助金で、バスを借上げるということですが、またそれ以外のことも計画もされてるのか。球磨村、これはもう球磨村とは別なんですか。ちなみにこれがどういったことに活用されようとかするのかわかるのかですね。

○委員長（喜々津英世委員）

青田課長。

○教育総務課長（青田浩二君）

こちら、小学校のふれあいペーロン、長与は小学校5校ありますけれども、その小学校のふれあいペーロンと、あと中学校3校のペーロン、あと長与中学校さんが県ペーに出場される時のその自動車借上料になります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

よろしいですか。他にありませんか。

では、158、159。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ながよ検定事業補助金のご説明の中で、今回から英単語も含むということですが、ちなみにこれは、小学校・中学校両方ともなのか、このあたりの概要をご説明いただければと。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

将来的なことは分かりませんがとりあえずですね、平成28年度は中学校において実施をしたいと。で、額が少し大きくなっております理由はですね、学年が進むにつれて、本来であればその学年分だけを印刷すればよいというようなことに継続的にはなっていくのですが、初年度実施の場合には、全ての学年に配布が必要ということができてきますので、そのところで通常の経費より幾分か高めに出来ているということでご説明いたします。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

中学校はもう元々英語がですね、授業内容に入っていて、恐らく中学校1年生、2年生、3年生でそれぞれその学年の間に学習する単語というのが決まってると思うんですよ。もう既に、そういうことで、ずっと単語についても勉強されているわけです。で、新たに今回、長与検定でこれが加わるということで、学習効果がないよりはあった方がいいかもしれないけど、既にそういう学習をやっているのに更に検定でそれもやるということの意義といいますかね、そのあたりもう少しわかりやすくご説明いただけないでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

委員ご指摘のとおりですね、英単語の学習とかなんかは、既に学校で取組んでいると。実はその漢字であっても計算であっても、授業の中で取組んできているのの上で長与検定を行って一定の成果が出ているというふうに解釈しているのと、もう一つ大きなこととしては、国とか県のレベルをもってですね、英語学習について力を入れるというのが時代の要請としてございます。子供達はながよ検定を受けることですね、認定証をもらったりとか、いろんな意味でモチベーションを上げて学習に取り組んでいるという現状がございますので、その部分ですね、更に長与の子供達の学力を担保していくのに効果はあるというふうに考えているところです。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。

次、158、159の中段から下の方、10款2項1目、158、159はいいですか。次のページも。

安部委員。

○委員（安部都委員）

159ページの児童生徒補助支援員のところですけども、今年度からまた難聴児クラスが増えるというところで、今まで現在、難聴の子供さんが1人いらっしゃったんですね。それでまた新しく難聴児の子供さんが多分、増えるということをお聞きしておりますが、そこで1クラス長与小学校に増えるということで理解よろしいでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

長与小学校の方に難聴児の学級が1つと、長与南小学校の方にも難聴児学級を1つ増設することとしています。ただしここですね、やっぱり、担任は当然県費の負担で就くということになりますが、四六時中、子供の様子によってはですね、そのところはよくわからないので、そうなる担任はトイレにも行けないというような状況が安易に想定できるのでですね、教育支援員という形で、増員をお願いしているところです。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

すみません、先ほどちょっと聞き逃したんですけども、教育支援員の方は5名とおっしゃいましたか。

○委員長（喜々津英世委員）

青田課長。

○教育総務課長（青田浩二君）

教育支援員は12名です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

すいません、157ページに戻って申しわけないんですが、負担金・補助及び交付金の中で、小・中学校の文化活動補助金というのがありますが、28年度、これを活用してどういったことが計画されようかとされてるのか、ここをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

青田課長。

○教育総務課長（青田浩二君）

情緒教育等のため、読書の集い等の文化活動に対して補助を計画しております。中学生からのメッセージに12万円、小学生読書の集いに15万円の補助を計画しております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

国レベルの文化活動に触れる機会を与えるということで、義務教育期間中に2回ほどそういったものに触れる施策というのがあると思うんですが、今年度は、そういったものは、計画はないのかどうか。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

おっしゃるとおりですね、国から県の方に下りてくる事業の中で、文化芸術体感事業というのだったと思いますが、そういうようなものがございます。基本的にですね、これ各学校で受けて、例えば北小学校であれば楽器の演奏者を呼んでですね、そういうことを行うというようなことはございます。ただ、長崎県全体の実情としてですね、離島部、半島部から申込みがあった場合は、県が仕切る際にですね、そっちから優先されるってような現状があるように受けとめているところです。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。では、160、161ページ。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

数字上は上がっていないんですが、長与小の体育館のですね、天井のですね、吊り天井の整備は無事終わって、今その減額があるんですけども、今あの体育館の屋根を見て、どう思われますか。これはですね、近くからは見えませんが、遠くからはすぐ見えますね。だからその、どういう感じをね、しているのと。だから私も予算要求なんかし

ておるんですかというふうを感じるわけですよ。本来は緑じゃなかったかなというふう  
に思うんですが。最近、赤に変えたのかなと思ってですね、確か赤に変えた記憶はない  
し、その赤が今度は黒くなっているなどですね、非常に色彩が多様になっているなど  
いう感じをですね、するわけなんです。これをね、担当課なりね、教育委員会として、お  
金がないと言われればそれまでですけどね。ようやく天井は終わって危険が除去された  
わけですから、今度はね、雨が漏らないからもういいんだ、という考え方であればです  
ね、その状況を説明いただきたいと思うんですけどもね。どういう状況でああいう形で  
放っておるのかね、もう少しシビアに管理というのはね、必要だろうと思うんですよ。  
見た目もありますし、教育委員会何をしているんだろうかと、町は何をしているんだろ  
うかということになりかねないんで。特に管財の時、僕は去年も言ったんですが、こ  
このちょうど北面ですね。ずっと階段のあれがあるんですけども、黒くなってですね、こ  
れ去年も指摘をしてたんですが、対応いたしますと言いながら全くしない。ですね、そ  
ういう状況もあるんですけども、これは例です。だから、体育館についてですね、どう  
しているのかですね、状況をお知らせをいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

委員ご指摘のとおりですね、見た目も劣化が進んでですね、良くない状況になってる  
のはもう重々私どもも分かってるはございます。ただあの、今の時点では雨漏り等もま  
だ、委員が言われるようになかったものですから、他にも緊急性を伴うようなですね、  
改修等もございましてそちらの方に予算の配分をですね、してきたわけでございま  
すが、今委員ご指摘のように今からもですね、そういうもの、見た目等もございませ  
んので、できるだけですね、補助等をですね、活用させていただいて今後の整備を進  
めていきたいというふうを考えております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

委託料の下から3つ目の学校用務委託料ですかね、についてですけども、これは中  
学校の方とも関連するのかもしれないんですけども、以前の予算の時でしたか、配置  
の件で、小学校の件ですね、配置の件で今後検討が必要じゃないかっていうことを申  
上げていたんですけども、今年度、聞くところによると1名用務員さんが退職される  
ということで、それを機に上手な配置の仕方があるんじゃないかなと思うんですが、  
検討状況、新年度のですね、状況をまず教えていただけませんかでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今のご指摘はですね、用務員さんにつきましてはですね、配置関係は管理公社の方とですね、今協議をいたしまして、内示等ですね、準備は今からはしていこうというふうにしてるところでございまして、現在どちらの方に何名とかっていうとこまではですね、ツメができてない状況でございます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

では、当初で予算で組んでるこれは27年度と同数で組まれているのか、まず人数だけ。人数の件を最後に教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

人数に関しましてはですね、同じ人数で。ただ再任用等もございまして、金額との上限というのはそこででてまいっております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

それでは162、163、10款2項、ここでは何かありませんか。

中ほどの2目、小学校教育振興費、ここではありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

報償費のところ、子供と親の相談員報償費というところが5名分という説明をいただきましたけれども、各学校に配置されているというのは、存じておりますけれども、やはりその子供と親も相談ができるというのは分かるんですけども、結構今いろんな問題で相談が多岐にわたって、まず一つお聞きしたいのが、子供と親の相談員のやられてる方の資格が必要なのか、それと今いろんな学校現場でも問題があるかと思うんですけども、その相談、学校によって違うかもしれませんけれども、実際に相談件数というか、そういうのが把握されていれば教えていただきたいんですけども。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

資格のことをまずお答えしますが、基本的にはですね、何かの免許が必要というような条件はつけてありません。ただ、教員免許を持っておられる方とかですね、そういう方がメンバーの中にいらっしゃるというような枠は決めていないけど現状としてそういう資格を持っておられる方がいらっしゃるというような状況かなと思います。2つ目

ですけれども、利用頻度ですね。利用頻度については調べれば分かると思うんですけれども、各学校でまちまちであるというようなのが1つあるかなと。それから、学校によっては雨の日にはそこに子供たちが集まってきて、相談というよりも居場所というような形で提供しているところもあるので、来室者が全て相談をしているという状況でもないということですね、そこについては、あともってでも、また数をお示ししたいかなと。それからご質問にはなかったのですが、一つ。この相談員さんたちがですね、そこで全てを完結させるというようなこともあります、それだけではなくて、そこからスクールカウンセラーの方に繋いだりとか、ソーシャルワーカーの方に繋いだり、それから通所施設ですね、「いぶき」がありますので、例えば学校に行きたくないという相談があったら、今度は「いぶき」の方と先生と繋いだりとかですね、いろんなこう相談を受けるだけではなくてそこを出発点として、いろんなとこに繋いでいく役割として大きな位置を占めているということでご理解いただければと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

中村委員。

**○委員（中村美穂委員）**

今、いろいろ現状で不登校というか何が原因になるのかわからないですけれども、それが前は特別な数が少なかったかと思うんですけれども、やはりあの、子供たちのよく言われるのが保健室登校とかですね、そういうこともありますけど今おっしゃったように私も少しは分かっていたんですけれども、子供たちの居場所というところではですね、心を開いて、学校の先生とまた違った対応をしていただける方っていうのが必要なのではないかなと思うので、是非今後ですね、そういう指導員の方にいろんな面で多分大変なのではないかなと私の子供が小さい頃とまた違うのかなと思うんですけれども、そういったことですね、教育委員会の方もよく理解されていると思うんですけれども、そのなられている方から、いろいろこう大変だっていうような声は特にはないんでしょうか。そういう子供たちと対応してくださっているのはよく分かるし、それは大変だっではおっしゃらないと思うんです。基本的には子供たちのことが好きでよく面倒見られる、そして親御さんとの接点を持たれるという方がなっていたらいいと思うんですけれども、その辺の現状はいかがでしょうか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

近藤理事。

**○教育委員会理事（近藤徳雄君）**

ご指摘のとおりですね、子供たちのきつさとか辛さを受けとめるっていうだけでもですね、やっぱりこう大変な部分っていうのはあるかと思いますが、そういうところを共有するためにもですね、教育委員会の方ですね、年に2回から3回、1勤務日をですね、朝からもう委員会の方に来ていただいて、現状とかそれぞれの方が抱えている課題とかそういうもの協議してですね、私どもも入って一緒に話をする機会を持つことに

よってですね、1人で抱え込まないというようなところの道筋をつけるようにはですね、工夫をしているところです。それから先ほどのご質問の数字ですけれども、昨年度ベースのデータになりますが、小学校で1日平均ということにすると来室するのが16人ぐらい。これ学校規模も関係なく全部を調べているので、イメージとして。そのうち相談するのが1人もしくは2人っていうのが小学校です。あわせて中学校で来室する平均が7人ぐらい。そのうち相談するのは1人に満たない。要するに顔を出すというような形で学校と繋がっているとかですね、そういうような状況です。ここで着目すべきはですね、保護者の相談が小学校は年間を通して100名ちょっとぐらい、それから中学校の方では45から50ぐらい。で、これは延べで数えておりますので、同一の方が複数回来たのも含んでいるということですね、そのような利用状況であるということです。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

要保護・準要保護というところでちょっとお聞きしたいんですが、この準要保護に関しては、各市町村の教育委員会で基準を設けていいというふうになっていたかと思うんですが、長与町の場合は大体どのぐらいの基準っていうか、例えば生活保護の1.何倍とかいう基準があるかと思うんですけど、どういうふうになってるんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

青田課長。

○教育総務課長（青田浩二君）

長与町では、生活保護世帯の1.2倍を基準としております。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

先ほど準要保護の人数をお聞きしましたが、これは全体の大体何%ぐらいなるんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

青田課長。

○教育総務課長（青田浩二君）

26年度ベースで、小学校で準要保護が12.02%です。で、ちなみに中学生が13.91%になっております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

やっぱり全国的に見てもですね、この要保護・準要保護というのは増加傾向にあると

いうところで、手厚い支援というところで必要だとは思いますが、最後にもう1点。長与町単独で行っていることっていうのは、ありますか。例えば他の自治体では、自治体の教育委員会ではPTA会費を免除とかそういうのがあるらしいんですけど、そういうところまでされてるのかなと思って。あれば、なければ結構です。

○委員長（喜々津英世委員）

青田課長。

○教育総務課長（青田浩二君）

ちょっとあの、他市町の分全て詳しく分からないんですけども、長与町で今している援助っていうのが新入学用品、こちら新1年生のみになるんですけども、あと学用品と通学用品、給食費、郊外活動費こちら参加する場合がありますけれども、あと修学旅行費、あと中学校1年生の体育実技用具、柔道着とかですね、新1先生のみになります。あと、医療費の方をこちらの方から援助しております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。162はよろしいですかね。

じゃ、164、165、10款3項1目の続きですね。よろしいですか。

次、166、167、ここはもう1目、2目、同時にこのページで何かありましたらどうぞ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そしたら、設計監理委託料に絡めてお伺いしますが、長与中学校、それから第二中の工事の件でご説明をいただいたんですが、それぞれの工事はこの28年度実施、その工事自体は、これでもう完了するのか、それともこれはもう例えば第1期工事という形で、その後、第2、第3工事と繋がっていくのか。これで完了なのか、この外壁とか床について。

○委員長（喜々津英世委員）

青田課長。

○教育総務課長（青田浩二君）

28年度完了になります。

○委員長（喜々津英世委員）

よろしいですか。他にありませんか。

なければ次に168、169、10款4項1目幼稚園関係ですが、ここではありませんか。

次、中ほどの10款5項1目いいですか。それでは、186、187、学校給食費、10款7項3目前年対比1,617万1,000円の減額、予算というふうになっている。次の188、189まで、同時に何かありましたらどうぞ。よろしいですか。

214、15、債務負担行為、これがあります。それから、主な主要な施策の説明書

とあわせて、歳入歳出合わせましてですね、何かありましたら総括的に質問を受けたいと思います。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

これ歳入でいえば、健康センターの件かな。で歳出も同じで、あと遠距離通学補助に関連もすると思うんですけども、最近特に中学生は、帰りの迎えというんですか。部活動等が長くてバスがないということで、やはり自家用車での迎えがあつてということ。そこは理解するところなんですけれども、実はこの、健康センターと絡めるのは、そういった保護者の送迎時のいわゆる事故等に対して、この健康安全センターですかね、が適用を受けるのかどうか、というのは昨年だったと思うんですけども、朝登校を送ってる中に、ケガはしなかったと聞いたんですけども、車が横転する事故があつたと記憶してるんですが。そういったケースでもこの健康センターが適用を受けるのかどうかということですね。また、受けないとなればそこは保護者がちゃんと理解をされてるのかどうか。そういった周知等を今後必要じゃないか。まず受ける受けないが、前段に来ると思うんですけど、そこを説明いただけますでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

詳細については約款を見ないと、はっきりお答えすることはできませんが、通常保護者に対して質問する際はですね、届けられた通学路を通学中の事故については、というような説明をいたしますので、基本的には、決められた、とか約束した登校状況でない、ということですね、審査の対象になるのではないかなと思われます。しかしその審査の対象になって、取り上げられるか、駄目って言われるかっていうのは、こちらでは分からずにこのセンターの方での審査会にかかるものと思われますので、基本的に説明は通常の通学路でというような説明を学校では行っているところです。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私もそう思うんですよね。ただ、説明をいただく中では、いわゆる部活動が終了する段階でバスがないと。では、歩いて帰るわけにもいかない距離だから、補助を出してるわけですよね。ということは、やはりそのバスの代替手段として、保護者の送迎についても認めるべき、事前にもそこは適用をしてもらえらるような状況になつてくべきじゃないかなって私思うんですよね。ですので、これ以上申しませんので、今後やはり健康センター側に確認をしっかりとってですね、保護者の送迎を奨励するわけではなくて、仮にそういったことが起こった場合でも適用ができるという、やはり保護者が自己負担をされた保険料ですので、やはり有効な範囲で適用を受けるべきでないかと思われますので、

その点も再度お願いいたしますでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

ご指摘のことについては、確認の上ですね、今後、善処できるように働きかけは行っていきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

全体的なところでお聞きいたします。現在の特別な教育の支援が必要な子供たちが全国的に増加しているというところなんですけども、国が推進します保護者にこどもの特徴を書き込んでいただく見守りシートの作成をするようになっておりますが、それが今現在行われているのかってということが1点。そのそういった特別支援の子供たちには、個別指導計画っていうのも作成しないといけないと思いますが、それが行われているのか、そしてまた福祉機関との情報共有は行われているのか、その2点お聞きいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

ご指摘のとおりですね、前もって順番が逆になるかもしれませんが子供の支援シート、それから個別の指導計画、そのようなものはですね、全て学校段階では備えております。また長与町が進んでいるのはですね、就学前の情報についてもですね、ずっと引き継いでいけるように保護者の方のご了承と保護者の方の見取りの部分も含めて書き込んでいただいたものをずっと継続的にですね、幼稚園・保育所あたりから小・中にずっと引き継いで、切れ目のない支援ができるようにという対応は、体制として整っております。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

すいません、学校給食費のところでは聞けばよかったんですけども、本町の方はどうかかわからないんですけども、給食費の未納の方が増えていて、これが町内がどうされるかわからないんですけども、未納の方が増えると本来支払われるべき金額で予算を計上していたのが、材料費等々の見直しがされるというようなことをですね、聞いたことがあります。現状としては、これは町の方で聞いたわけではないんですけども、そういうことが一般的にですね、普通で考えれば、納めている保護者、子供たちの、本来はちゃんと計画でいけばこういう献立だったにも関わらず、給食費が入らないということで見直しをされているようなことが本町の中でも行われているのか。実際未納になっていて、大変っていうことが、大変というか未納の方がどれぐらいおられるのか、分かれば教え

ていただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

まず数字についてですね、平成27年8月末現在でですね、小学校で41件の未納がございました。1月末に再度調査をしたところですね、21件に減っています。同じく中学校でも8月末で18件の未納がございましたが、1月末現在では9件に半減しております。この理由といたしましては、学校を通しましてですね、児童手当から給食費の未納分の方に支払う手続きができますよということをここ半年で周知してきた結果ですね、今現在は長与町内では全くゼロというわけではないけれども、他市町とか他府県でですね、報道されているような未納者の増加傾向というところはですね、見られないと。どちらかという、減少の傾向にあるというふうに捉えているところです。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。じゃあもう1点について。

青田課長。

○教育総務課長（青田浩二君）

確かに給食費全体の額で、給食は献立はされてると思うんですけども、確かに未納になった分は材料費と支払いができないので、若干の見直しはあってるかとは思いますが、そういう状況だと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

155ページに、学校教育指導相談員っていうのが、これはだいぶ前からですね、しておるんですが、今も変りないというふうに思うんですが、ちょっと参考にお聞かせいただきたいと。勤務状況はどうなんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

2名の配置をいただいております、2名ともですね、週4日の勤務になっております。業務内容といたしましては、おひとかたはですね、専ら学校運営、管理職であるとかそういう人達、学校における管理職への指導が専らの業務、それから長与町ですね、長与検定に関する部分を専らの業務としております。もう1名が、教育相談的な部分を担っております。先ほどお話にあった子どもと親の相談員であるとかそういうものが全て連携をするところのハブになるような立場で取組みを行っていただいているところです。特別支援教育についても、そこのところで調整をしながら、業務を行っております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

あのですね、議案の8号で、非常勤の者の報酬及び費用に関する条例でですね、これが収納推進がですね、専門員、これが24万円に提案があつてですね、審議が済んだんですが、その時に何故20万円を24万円に上げるんですかと問いかけましたら、その専門的なものがありますと、理由がですね。そういうことが答弁に戻ってきたわけです。そこでは私が言ったのが、教育指導員もですね、それ専門性がありますよと。決して専門性がないわけではないわけです。専門性があつて、その職を委嘱しとるわけですから。これも20万円ですよ。それで何故出納だけですね、出納収納推進専門員ですね、これだけ、なんでいっぺんに4万円も上げるんですかというようなことですね、当然全体的なものを考えながらですね、報酬については検討するべきではないかということで、再度言いましたところね、全体的に取り組みなさいよと。そしたらその今後十分検討いたしますということを言っておりますのでね、社会教育指導員も一緒です。これはですね。20万、で教育指導もですね、20万。だからそのあたりの専門性があつて初めて両方ともですね、あるわけですから。そういう回答を得ておりますので、十分内部で放るんじゃなくてね、総務課なり町長あたりとですね、十分協議をして均衡ある報酬にしていくべきだということを思っておりますのでね、そういう回答がありますので、十分調整をしてください。何かあれば。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

ありがとうございます。今ご指摘いただきました20万を24万というふうにしていただければですね、今来ていただいている先生たちもですね、励みにもなりますし、指導にもですね、力というのがこもってまいるというふうに思いますので、今後ともですね、町長部局とですね、協議させていただきまして、できれば24万円という形をお願いするような形で進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。質疑なしと認めます。これで、教育総務課、学校教育課関連の質疑を終わります。

暫時休憩します。場内の時計で10時45分まで休憩します。

（休憩 10時35分～10時45分）

休憩前に引き続き、委員会審査を再開いたします。次は、生涯学習課所管を行います。議案の説明を求めます。

栗山課長。

## ○生涯学習課長（栗山浩二君）

それでは、平成28年度長与町一般会計予算の生涯学習課分について、ご説明いたします。まず、歳入についてご説明いたします。説明書の14、15ページをお開きください。12款1項3目1節、労働使用料についてですが、60万3,000円が勤労青少年ホーム、働く婦人の家の使用料でございます。内容といたしましては、部屋の使用料、それから冷暖房使用料でございます。同じく4目農林水産業使用料、1節農業使用料は37万円が多目的研修集会施設の使用料でございます。6目3節教育使用料ですが、公民館使用料216万7,000円は長与公民館、高田地区公民館、上長与地区公民館、3館分の使用料でございます。続きまして、つどいの家の使用料39万1,000円、上長与体育館使用料33万8,000円でございます。文化施設使用料534万7,000円は、町民文化ホールの使用料でございます。24、25ページをお開きください。14款2項7目教育費県補助金ですが、1節社会教育費補助金の分ですが、土曜の日の教育支援体制構築事業補助金7万4,000円は、子供たちが土曜日における教育活動を目的として、勤労青少年ホームと高田地区公民館で実施しております小学生を対象とした講座に対する補助金でございます。次のページをお開きください。中段より少し下になりますが、14款3項7目教育費委託金、1節社会教育費委託金4万2,000円は、市町村権限移譲交付金として、史跡分は県指定の史跡、長与の寺屋敷跡・五輪塔に係るもの、それから立入調査につきまして、町内の有害図書を販売する店舗における区分それから陳列等を指導する者に対する交付金でございます。次のページをお開きください。15款1項2目1節利子及び配当金ですが、上から1段目、21世紀ふれあい基金運用収入1,000円が生涯学習課分でございます。16款1項7目4節社会教育費寄付金についてですが、1,000円が生涯学習課分でございます。次のページをお開きください。17款2項6目教育振興基金繰入金、1節教育振興基金繰入金については、公民館5館分の図書購入費と図書館分の図書購入費の合計で680万円が生涯学習課分でございます。7目1節21世紀ふれあい基金繰入金70万は、青少年の研修の補助に充当するものでございます。次のページをお開きください。19款5項1目1節雑入ですが、上から7段目の清涼飲料水、自動販売機設置使用料、331万3,000円のうち50万4,000円が生涯学習課所管分です。2段下の各種施設電話使用料5,000円のうち1,000円分が生涯学習課分でございます。各種施設コピー使用料9万9,000円のうち9万7,000円が生涯学習課分でございます。次のページをお開きください。1番上から、ながよ検定テキスト売払収入1,000円、長与町郷土史売払収入2,000円、中段になりますが、電柱等設置使用料4万1,000円のうち5,000円、それから、長与町民文化ホールチケット売払収入60万円、広告掲載料40万1,000円のうち1,000円、下段の方の陶器作成料100万円が生涯学習課分でございます。雑入の合計として221万1,000円となっております。以上が歳入分でございます。続きまして歳出ですが、116、117ページをお開きください。5款

1項1目勤労青少年ホーム管理費についてご説明いたします。1節報酬は、勤労青少年ホーム運営委員10名と館長1名の報酬でございます。4節共済費は館長の社会保険料でございます。7節賃金は勤労青少年ホーム、事務員のパート賃金でございます。報償費は、同ホームで実施しております講座の講師料でございます。9節旅費は運営委員及び館長の費用弁償でございます。11節需用費は、同ホームの光熱水費、修繕費が主なものでございます。12節役務費は郵便、電話料、それから通信経費、火災の賠償責任等の保険料が主なものでございます。13節委託料は、通常の施設管理、警備、消防点検等の委託料でございます。次のページをお開きください。14節使用料及び賃借料は、コピー機、パソコン、モップ、AED等のリース料とNHKの更新受信料でございます。18節備品購入費はホワイトボードと図書購入費でございます。勤労青少年ホーム管理費の歳出予算総額については、1,290万4,000円を計上いたしております。次に、5款1項2目働く婦人の家管理費についてご説明いたします。1節報酬及び4節共済費は、館長の報酬と社会保険料でございます。7節賃金は、館の発表会、それから公民館まつり等の公共施設管理公社に委託しております事務員の休みに対応するためのパート賃金でございます。8節報償費は同施設で実施しております講座の講師謝礼、それから講座に伴う託児謝礼でございます。9節旅費は、館長の費用弁償でございます。11節需用費は、働く婦人の家の光熱費と娯楽室等の空調設備などの修繕費が主なものでございます。12節役務費は、郵便電話等の通信経費と賠償責任等の保険料が主なものでございます。次のページをお開きください。13節委託料は、施設の保守、管理、警備、消防点検等が主なものでございます。14節使用料及び賃借料は、コピー機、パソコン、モップ、AED等のリース料、それからNHKの放送受信料が主なものでございます。15節施設整備工事費は、駐車場ガードレール設置工事費でございます。18節備品購入費は、講座用のパン捏ね機と図書購入費でございます。働く婦人の家の管理経費の歳出予算総額については、1,408万1,000円を計上いたしております。続きまして128、129ページをお開きください。下段の方になりますが、6款1項6目多目的研修集会施設管理費についてご説明いたします。1節報酬及び4節の共済費は、館長の報酬と社会保険料でございます。7節賃金は、住民の賃金でございます。8節報償費は、当施設で実施しています講座の講師謝礼でございます。11節需用費は、多目的研修集会施設の光熱水料が主なものでございます。次のページをお開きください。役務費は郵便電話等の通信経費と賠償責任等の保険料が主なものでございます。13節委託料は、施設の保守、管理、警備、消防点検等が主なものでございます。14節使用料及び賃借料は、コピー機、パソコン、AEDのリース料、それからNHKの放送受信料でございます。15節工事請負費は、補修工事費でございます。18節備品購入費は、シュレッダーと図書購入費でございます。多目的研修集会室管理費の歳出予算総額については、1,104万4,000円を計上いたしております。続きまして、168、169ページをお開きください。下段の方になりますが、10款6項1目社会教育総務費についてご

説明いたします。1節報酬は、社会教育委員9名、推進指導員13名、それから指導員1名と21世紀ふれあい基金管理委員会委員の3名の報酬でございます。2節給料から4節共済費までは、生涯学習課職員9名の人件費、社会教育指導員の社会保険料でございます。次のページをお開きください。8節報償費は、家庭教育学級4館合同高齢者学級、南交流センターで実施しています出前講座、勤労青少年ホームで実施しておりますパソコン講習会、それから県費補助を頂いて実施しております土曜の日の教育支援体制構築事業に係る講師謝礼。それから町民の集い時に実施しております小・中学校の作文、及び標語に対する商品代、それと成人式の記念品が主なものでございます。9節旅費は、職員の会議に関します普通旅費と、九州それから地域公民館等の協議会での社会教育委員、推進指導員、指導員、21世紀ふれあい基金管理委員の費用弁償でございます。11節需用費は、生涯学習課の一般事務、成人式、町民の集いに係る事務費と宿泊研修施設、つどいの家の光熱費が主なものでございます。12節役務費はつどいの家の電話料、それから火災、それから公民館の損害賠償保険料、それからクリーニング代が主なものでございます。13節は委託料ですが、つどいの家の保守管理、警備、消防点検等と町内の小・中学校で実施しております学社融合事業の委託料、それから成人式、町民の集い等の駐車場の整理にシルバー人材センターへの委託をしております委託料でございます。14節使用料・賃借料は、子供会リーダー研修キャンプ地の車それから道具の借上料、つどいの家のAED、勤労青少年ホームで実施しておりますパソコン教室のパソコン21台のリース料、インターネット接続料等が主なものでございます。次のページをお開きください。原材料費については、成人式それから町民の集い等における看板等の作成に伴う木材の材料費でございます。18節備品購入費は、講座や展示会等と使用するパネル20枚分の購入費でございます。19節負担金、補助及び交付金は、防火管理者講習会の研修会の負担金や地域公民館連絡協議会、子供会、青少年連絡協議会、ボーイスカウト、小・中学校のPTAなどへの補助金及び社会教育団体等の補助金で268万2,000円を計上しております。地域公民館の補修改修に伴う地域公民館等整備補助金を500万円。それから島体験交流事業やボーイスカウトの交流事業等へ参加するための青少年研修補助金を70万円計上させていただいております。25節積立金は21世紀ふれあい基金の運用収入積立金でございます。社会教育総務費については、歳出予算総額で8,225万3,000円を計上させていただいております。続きまして、10款6項2目公民館費についてご説明いたします。1節報酬は公民館運営審議委員15名と3款の公民館の館長の報酬でございます。4節共済費は3館の公民館長の社会保険料でございます。7節賃金は3つの地区の公民館の事務員のパート賃金でございます。8節報償費は3地区公民館で実施しております講座の講師謝礼でございます。9節旅費は運営審議委員と館長の費用弁償でございます。11節需用費は、3公民館の光熱費それから上長与地区公民館のお風呂の開設に伴う燃料費360万3,000円、それから下水道使用料280万4,000円、各公民館の修繕費79万9,000円が主なもので

ございます。次のページにまたがりませんが、12節役務費については3公民館の郵便料、電話料、火災損害賠償保険料、インターネットの接続料等が主なものでございます。13節委託料は、公民館の保守、管理、警備、消防点検等の委託業務が主なものでございます。14節使用料賃借料は3公民館のコピー機、パソコン、モップ、AEDのリース料、それからNHKの放送受信料が主なものでございます。18節備品購入費は、紅白幕、ホワイトボード、上長与公民館のお風呂のお風呂清掃用のポリシャの購入費でございます。続きまして、10款6項3目図書館費についてご説明いたします。1節報酬は図書館協議会委員9名と館長の報酬でございます。共済費は館長の社会保険料でございます。報償費は図書館まつり時の講師謝礼、図書館まつりに実施してあります子ども俳句等の商品代でございます。9節は協議会委員それから館長の費用弁償でございます。需用費は雑誌・新聞等の購入費、それから図書館の光熱費が主なものでございます。次のページをお開きください。12節役務費は図書館の郵便料、電話料、火災損害賠償保険料、インターネットへの接続料、自動車文庫ほほえみ号の点検及び共済保険等が主なものでございます。13節委託料は図書館の保守、警備、消防点検の委託業務とシルバー人材センターに委託しております自動車文庫ほほえみ号の運転業務、それから公共施設等の管理公社に委託しております図書司書の人件費でございます。14節使用料、賃借料は、図書館のコピー機、モップ、AEDのリース料、それからNHKの放送受信料、図書システム、それから自動車文庫ほほえみ号のリース料でございます。18節備品購入費は図書の木製書架、スチール書架の購入費になっております。19節負担金補助金交付金は、図書館サービスの研修会を実施する県図書館協議会と図書館の管理運営に関する調査研究、読書運動等の推進を行っている日本図書館協会の負担金でございます。積立金は、図書基金の運用収入積立金でございます。続きまして、10款6項4目文化振興費についてご説明いたします。1節報酬は、文化財保護委員会委員、それから文化振興審議会委員の報酬でございます。報償費は史跡めぐり、それから歴史講座の講師謝礼と町民文化祭の講演謝礼、それから記念品が主なものでございます。次のページをお開きください。9節旅費は文化関係及び文化財関係の担当者会議の旅費、それから文化振興審議会、文化財保護委員会委員の費用弁償でございます。11節需用費は町民文化祭に係る消耗品、プログラム、チラシ、文化講演会のチケット等の印刷製本費が主なものでございます。12節役務費はクリーニング代と町民音楽祭時の中学校3校、それから高校2校の楽器運搬費でございます。13節委託料は、遺跡区域における開発行為に伴う発掘調査業務委託と皿山窯跡地の草刈り、それからホルトの木、五輪塔の剪定委託料、その他町民文化祭時の駐車場誘導係に関する業務委託が主なものでございます。14節使用料、賃借料は、用具等の借上げは発掘調査が発生した場合の仮設トイレ等の借上げ料でございます。19節負担金、補助及び交付金は、県展に係る町負担金、文化事業育成補助金としての文化協会へ120万。郷土芸能保存会10団体への各10万円の補助金を交付してあるものでございます。続きまして、10款6項5目文化施設管理費に

ついてご説明いたします。1節報酬は、町民文化ホール運営委員会委員と館長の報酬でございます。8節報償費は陶芸の館の講師謝礼、それから平和コンサート i nながよの他、町民文化ホールで町が独自で開催していますコンサート等の講演費でございます。9節旅費は文化行政担当者会議等の普通旅費と町民文化ホール運営委員会委員の費用弁償でございます。11節需用費は町民文化ホール、陶芸の館の光熱費と平和コンサート、それから自主事業のポスター、チラシ、チケット等の印刷製本費、町民文化ホールの修繕費が主なものでございます。次のページをお開きください。12節役務費は、町民文化ホールの郵便料、電話料、損害賠償保険料、それから自主事業の新聞折込料等の広告費、インターネット接続料、ピアノ調律、保守点検や三彩の備品の動産保険料が主なものでございます。13節委託料は、町民文化ホール、陶芸の館の保守、警備、消防点検等の委託業務と文化ホールの舞台管理委託、それから建築設備の定期点検報告業務が主なものでございます。14節使用料、賃借料は町民文化ホールのコピー機、AED等のリース料、それからNHK放送受信料、平和コンサートや音楽祭時の著作権使用料、文化ホールの音響調教設備、それから空調機等のリース料が主なものでございます。16節原材料費は、文化ホール舞台の小道具等の整備に係るものでございます。18節備品購入費は、ピアノ保管庫の除湿機、楽屋用冷蔵庫、長机の購入が主なものでございます。19節負担金、補助及び交付金は全国公立文化施設協会の負担金とイベント時の駐車場誘導等に利用しておりますトランシーバーの電波使用料でございます。以上で、生涯学習課関係の歳出の説明を終わらせていただきます。

216ページをお願いいたします。上から5、6、7番目なんですけども、生涯学習課関係の債務負担行為について、社会教育関係電算機器リース料、施設複写機リース料、文化ホール舞台設備リース料をお示ししております。続きまして、220ページをお願いいたします。1番下段から2つなりますけども、図書館のシステムリース料、それから文化ホール空調機コントローラーリース料の限度額、それから支出予定額等をお示ししております。それから主要な施策に関する説明書の21ページをお開きください。21ページから次のページの24ページまで、生涯学習課の主要な施策をお示ししております。31ページをお開きください。中段になります、生涯学習課関係の非常勤職員の報酬の一覧を掲載しております。続きまして、40ページをお開きください。40ページから次のページにまたがるまで、生涯学習課所管分の補助金、負担金の一覧をお示ししております。続きまして45ページをお開きください。中段あたりになります、21世紀ふれあい基金、それから教育振興基金の状況を掲載しております。以上で、生涯学習課所管分のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。まず歳入の部、14、15ページをお開きください。ここで、質疑はありませんか。いいですか。

次に、24、25ページ、いいですか。

次のページ、26、27、14款3項7目1節。

次いきます。次のページ、28、29ページの1番上。それから、この1番下のいずれも存目計上です。

続いて30、31ページ、17款2項6目1節、7,050万5,000円のうち図書館関係が680万という説明でした。それからその下の21世紀ふれあい基金繰入金ですね。よろしいですか。

次に、32、33、雑入関係が次のページまで続きます。よろしいですか。また後で総括的に質疑を行いますので、次歳出いきます。

116、117、5款1項労働諸費関係ですね。勤青ホーム関係ですが、ここで何かありませんか。なければ次いきます。

118、119。中程から働く婦人の家の管理費が出てまいります。これもあわせて質疑あったらどうぞ。

なければ次行きます。120、121。

堤委員。

#### ○委員（堤理志委員）

働く婦人の家の工事請負費のところ、ガードレールということでお話がありました。以前ちょっとお話をしたことがあったんですが、車が転落したのかな、というのがあって、やはり今、特に高齢者の方のブレーキとアクセルの踏み間違いで事故なんかもあるものですから、あの辺りの対策をということで言うておりましたが、そういう転落防止の対策になるのかどうか、ちょっとそこを確認していただけますか。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

#### ○生涯学習課長（栗山浩二君）

昨年実は働く婦人の家で車の事故が2件がありまして、1件は婦人の家のちょっと斜め上の農地のところを住民の方が駐車場と間違えて、ちょっと民家に突っ込んだというのが1件ありました。もう1件が、私現場のお話を聞いてないんですけど、間接的に、上って婦人の家の下に駐車場があるんですけども、そちらの駐車場の下に施設が、子供たちがいろいろ作ったりとかいう施設があるんですけども、そちらの方に縁石つてあります、車止めがあるんですけども、それを乗り越えて、落ちそうになったということをお伺いして、そこに車止めですね、簡単なそのガードパイプではなくて車が転落をしないようなガードレールを設置するということでございます。以上です。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。

働く婦人の家関係はよろしいですか。

次128、129、6款1項6目多目的研修集会施設管理費です。次のページの中段

まであります。128から131の上段の部分ですね。

それでは、次、168、169、10款6項社会教育費関係をいきます。168、169で何かありましたらどうぞ。

中村委員。

**○委員（中村美穂委員）**

社会教育委員の方についてお尋ねします。社会教育委員の方は学校の先生だったり、前職がですね、そういう方がおられると思うんですが、この社会教育員に関して何か資格があるのでしょうか。結構もうずっと一度なっていていただくと長くなって活動されてらっしゃると思うんですが、その資格とまたそのいろんな会議とかそういうのに呼ばれたりとかいろいろ長与町の行事にも参加していらっしゃると思うんですけれども、社会教育委員の方の主な活動内容を教えていただければと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

栗山課長。

**○生涯学習課長（栗山浩二君）**

社会教育委員さんについては、長与町社会教育に関するいろんな提言をいただいております。数年前には答申というのを、生涯学習課所管の業務に関するこういうふうにした方がいいというような答申書を頂いております。その後についても私たちの業務について、いろんな例えば公民館の講座のことだったりとか、いろんな面についてご助言を頂いているというところです。その他にも各種研修会等にも県の社会教育委員会というのがございまして、そういったところでもいろいろと研修を積んでいただいて、長与の生涯学習、社会教育全般にご指導とご協力をいただいているというふうな状況です。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

中村委員。

**○委員（中村美穂委員）**

再度お尋ねします。資格とかというのは特にはないのでしょうか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

栗山課長。

**○生涯学習課長（栗山浩二君）**

学識の方、それから民間の経験者でいろんな経験を積まれた方、それからシーボルト大学の先生と、特にこの社会教育委員というもので資格っていうものはありません。はい。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。

次、170、171。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

ちょっと細かいんですけど、171ページの1番下から2つ目のですね、これAEDの賃借料ですけど、各館にもこのように掲示がされていて、社会教育費、総務費っていうんですかね、中でも掲示をされているっていうのは、ちょっと説明いただけますか。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○生涯学習課長（栗山浩二君）

こちらはつどの家のAEDの分になります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

ちょっとあまり分からないので教えていただきたいのが、この学社融合事業というところで毎年ですね、この金額を上げておりますけれども、長与町では、いろんな知的障害者のことでどうのって、そういう授業しているところとか、いろんな授業内容があるかと思うんですけど、長与町ではどういうことをされてるのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○生涯学習課長（栗山浩二君）

学社融合授業ですよ、こちらについてはですね、各学校でのいろいろ企画をしていただいて、例えば講演会であったりとか、地域の方の交流会であったりとか、体験活動であったりとか、各学校で様々なそこ独自のいろんなその地域性とかがありますので、そのようなどちかと言えお任せ授業で、学校に主体的にやっただけしているような状況でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

なかなか今ちょっと分かりにくかったと思うんですけども、学社融合という形の授業と家庭教育学級という形で、同じような形のことをしてるんですけども、家庭教育学級あたりではですね、警察の方をお招きしてどういう危険な遊びが今流行っているとか、携帯電話会社等の方にも来ていただいたりして、今のネット上の危険というのはどういうものなのかとか、そういうものがほとんどの家庭教育学級という方でお母さんとかに保護者の方にする学校。学社融合となりますと、地域の方と学校、子供たちが一緒になって、一番分かりやすいのが郷土芸能を一緒にしたりとかですね、そういう形の方が学社融合という形で、地域の方とのコミュニケーションをとるのが学社融合という形になるかと思えます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。

次、172、173でありましたらどうぞ。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

えっとですね、173ページですね、19節の地域公民館整備費補助金についてですけども、結構私達も使わせていただきまして大変助かっておりますけども、500万組まれておりますけども、内訳的には何自治会ぐらいがいろいろ今回、予定されてるのかですね。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今回500万という形で計上させていただいてるんですけども、通年はですね、各自治会さんの方に来年度は要望がございませぬかという形ですね、調査をさせていただくんですけども、どうしてもあの突発的なものがございませぬので、昨年ぐらいからですね、もう定額で500万をですね、お願いをいたしまして、臨機応変にですね、そのそういう改修等にですね、対応できるようにですね、今してるところでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

16節の原材料費ですね、木材代ということで看板等々ということだったんですが、なぜ看板製作委託料じゃなくて木材なのか、これはどなたかがもう、その木材を利用して作るのか、ちょっとそのあたりの仕組みをよろしいでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○生涯学習課長（栗山浩二君）

文化ホールをご利用いただいていると分かると思うんですけども、さまざまな小さな駐車場、満車ですよとか、迂回くださいとかいろんな看板があると思うんですけども。そういったのを文化ホールの職員さんがちょっと器用なもので、ちょっと本物のを作っていた場合もあります。それと、風がひどい時などとなると、木の杭を打って固定をすとか石を乗せて固定をすとか、ちょっと補強をすとか、そういう場合が必要のためにこの費用を使わせていただいている状況です。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

舞台のいろんなことをされる方もいらっしゃるって、そういったこともできるのかとい

うふうに理解します。それから、19節で社会教育関係団体等補助金についてなんですが、この予算の計上の仕方であつと、ん、と思つたのが、他のですね、いろんな補助金のついてはかなり具体的に、例えば何々団体への補助金というのが多い中で、生涯学習課さんの部分についてはですよ、この社会教育関係団体補助金という名目で、多分幾つもの団体がそこにそれで一括りにされてるとというのが、質疑の中で聞けば分かることであるんですが、個別にこの団体には幾ら補助金というのが、計上の仕方としては、そうあつた方がいいんじゃないかという気がするんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

ご指摘の通りですね、その分りにくい補助金というふうになつてくるんですけども、基本的には子供会、各小・中学校のPTA、それと婦連協さんの方にお出ししてる分なんですけども、内訳でいきますと、子供会の育成補助金として74万7,000円、それとボーイスカウトに6万3,000円、各小・中学校のPTAに5万4,000円、それと、婦連協に4万5,000円ですね、以上が、が内訳になりますけども、今後は財政の方ともですね、協議をして、個々に分けた方がいいということ、分りにくいということですね、あればそのあつと財政とも協議をしてですね、対応してまいりたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

それでは、172、173はいいですね。次、174、175、上の方が公民館、下の方が図書館一緒になっておりますけれども、ここで何かありましたらどうぞ。いいですか。

次、176、177。これは文化振興費も入ってきますけれども、このページで何かありましたらどうぞ。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

自動車文庫ほほえみ号ですかね、ずいぶん前から活躍をしておるわけですが、現在、利用している方どのぐらいおられるんですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○生涯学習課長（栗山浩二君）

ほほえみ号が週2回運行しておりまして、年間の本の貸出数ですけども、26年度実績で4,468冊、それから利用者の数ですが963人、1日平均20.1人の方が利用していると。これ26年度の実績でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次が178、179。文化振興費と文化施設管理費。ここがでてまいります。何かありましたらどうぞ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

文化施設管理費のご説明の中で、平和コンサートinながよという話があったんですが、これ私の記憶違いじゃなければ例年施政方針の中でですね、平和コンサートというのは、1つは生涯学習の目玉として謳ってたと記憶してるんですが、今回、施政方針にないんですよ。これは骨格予算が原因なのかなという気もするんですが、1つは平和コンサートinながよがあるかどうかと、例年どおりのやり方といいますかね、そういう内容での計画はされてるのか。このあたりをお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

平和コンサートinながよはですね、例年どおりですね、開催をさせていただくように計画を進めております。町長の施政方針の中にですね、載せなかったのは、通年行ってる行事であるもんですから、今年度1番目立つっていうか、そういうものを先にですね、計上させていただいておるところでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

文化ホールですね、管理費、年間に係る予算ベースになると思うんですけども、まずその総額、ちょっとこれだけでは分かりにくい、多分ここ以外の部分もあるし、これ、あれですよ、陶芸の館とかも含まれているので分かりにくいんですが、文化ホール単体の分っていうのは出ますでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

文化ホールですね、の全体事業費といいますことでお尋ねですけども、平成26年決算ベースですね、お話をさせていただきたいと思いますが、歳出総額が5,890万1,354円。ちなみに、陶芸の館がですね、417万5,249円となっております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

ちょっとこの決算ベースになるのかな、ですね、確認ですけど。これは、委託料等全て工事費等含んだ金額っていう理解でいいですか、まず。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

全て入った金額でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

まず文化ホールの件ですけれども、多くを占めるのが、委託料が大きいんじゃないかなと思うんですね。以前の議会の中でも、これはいわゆる1社の入札見積りとはいえ、多分1社の契約、1社としか応札にないのかな、ちょっとそここのところ、随意契約なのか競争見積りなのか、その点もあわせてお尋ねします。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

一社随契でございますね、お願いしてるところでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

ということで、やはりここの経費を何とか減らすことができないのかな、競争をさせていただくことが不可能なのかな、で、私時津を調べたんですけれども、時津も同じ運営会社に委託をしております、委託経費の方が若干安い。そここのところは多分中にいらっしゃる人数がちょっと若干違うのかなとは思いますが、とはいえ、カナリーホールとうちの館の利用状況の比較は私よく分からないんですけれども、何らかしらちょっと、人力的にも考えることができないのかなとですね。年中あそこがフル稼働してるわけじゃないので、人員配置的なことも含めてですね、やっぱりもう少しちょっとこう文化施設ですので利益を上げるっていうのを、目的じゃないというのも重々分かるんですが、いろんなところで削っていかれる、これからちょっと担当が違うんですけども扶助費も増大していく中でやっぱり一般財源を充てられる、全てが一般財源を充てられるこの施設の中では、やはりなんらかしら努力が必要じゃないかなと思うんですけれども、その点を確認したいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

議員今ご指摘のですね、カナリーホールとの差があるというのは私どもも存じ上げて

おります。その分に際しましてですね、他の施設の文化ホール、●●ですね、そういう業者さんに今のうちの運営に関しての見積もりをとるように今係の方にですね、指示を出してるところでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

18節の備品購入費ですね、一般備品購入費ということで、書き損じたんですが、ピアノの除湿、除湿庫なのかご説明がありました。それで、逆に言えば、少しピアノ自体が劣化がきているのかですね。その状況と、それからもう少し詳しくどういうものなのかですね、ここをお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

ピアノ保管庫がございまして、そちらの方にですね、設置します除湿機ですね。どうしても乾燥等をピアノが嫌いますので、そういう形の備品をですね、購入を今回計画をさせていただいてます。失礼しました。湿気とりの方をですね、購入するようにしております。すいません。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

他にありませんか。180、181、他にありませんか。

それでは、歳入歳出それから主な主要な施策に関する説明書等、ひっくるめて総体的に何かありましたらどうぞ。いいですか、他の委員はありますか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで生涯学習課所管の審査を終わります。では午後から、13時から、午後からの審査を開始します。休憩します。

（休憩 11時46分～13時01分）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、定刻になりました。定足数に達しておりますので、引き続き当初予算の審査を行います。午後の1番は建設部、農林水産課所管の議案を審査をいたします。議案の説明を求めます。中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

皆さん、こんにちは。それではですね、平成28年度、長与町一般会計予算農林水産課所管分の歳入歳出についてご説明をいたします。それでは、事項別明細により説明をいたします。歳入の22、23ページをお開きください。14款県支出金、1項3目農林水産業費県負担金、1節農業費負担金でございますが、中山間地域等直接支払交付金、827万2,000円につきましては、木場、大越、塩床、馬込一本松の4地区121.

9ヘクタールにおきまして、中産間地域の耕作放棄地発生防止対策に取り組んでおります。補助率は各3分の1で、国と県の分の交付金を計上いたしております。次に同じくその下になります、多面的機能支払交付金277万3,000円につきましては、木場、大越、三根、横道の4地区、114ヘクタールで実施をしております農道水路等の維持管理による長寿命化によります取り組みでございます。補助率が国が2分の1、県が4分の1の交付金を計上いたしております。次に、3目2節の林業費負担金の42万7,000円でございますが、今年度から5ヶ年計画により、南部森林組合によります町内森林におきまして、境界の明確化作業や間伐並びに実施計画並びに路網の整備などの実施に向けての森林経営計画の作成に必要な調査につきまして、今年度17ヘクタールを実施する補助金でございます、国が2分の1、県4分の1の負担金でございます。続きまして、24、25ページをお開きください。14款2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金でございますけれども、1番上の農業委員会交付金と、下から3番目になりますけれども、農地集積集約化対策費補助金は農業委員会所管分でございます。農林水産課所管としましては、8件で合計の1,096万8,000円となっております。主なものにつきまして、4行目のですね、未来をつくる園芸産地支援事業費補助金、これは旧かがやく園芸産地実現緊急支援対策事業ということで、123万3,000円になっておりますけれども、みかんの品質向上対策となりますマルチ等資材購入費の補助金でございます、国からの3分の1の補助でございます。続きまして、長崎鳥獣被害防止総合対策事業補助金826万円でございますけれども、これは、イノシシの被害防止のための国庫補助事業でございます、イノシシの捕獲報償金150頭分とワイヤメッシュ12キロ分の購入費でございます。これは100%の定額補助となっております。次に、2節林業費補助金、長崎森林づくり担い手対策事業補助金16万9,000円でございますけれども、これは長崎南部森林組合職員に対します福利厚生会事業となります健康保険料等の補助金で、国から3分の1の補助となっております。次に、3節水産業費補助金、水産多面的機能発揮対策推進交付金10万円でございますけれども、これは事業に伴います推進事務費でございます。次に、26、27ページをお開きください。3項委託金、4目農林水産業費委託金、1節農業費委託金の市町村権限移譲等交付金と農地中間管理機構業務の推進事務費にあたります委託金の合計5万1,000円を計上いたしております。次に32、33ページをお開きください。19款諸収入5項1目1節雑入でございますけれども、上から4行目のですね、ふれあい農園使用料60万9,000円でございますけれども、町内6ヶ所ございますふれあい農園の使用料でございます。次に下から3行目の火災保険料でございますが、30万3,000円ということでございますけれども、そのうち8,000円が農林水産課所管分でございます、特産品直売所まんてん分とですね、三根郷にあります加工所分の合計額8,000円でございます。次に34、35ページをお開きください。上から14行目、中ほどにございますけれども、電柱等設置使用料4万6,000円となっておりますが、そのうち2万

2,000円が農林水産課所管分でございます。現在はまんてんの敷地でございますけれども、岩崎食品と安田汽船の看板設置料でございます。以上が農林水産課所管分の雑入でございます。合計が60万3,000円となっております。

次に、歳出でございます。主なものについて説明をさせていただきます。122、123ページをお開きください。6款水産業費、1項2目農業総務費でございますが、2節給料3節職員手当は職員7名分の人件費でございます。続きまして、124、125ページをお開きください。8節報償費の実行組合長報償費でございますけれども、58万7,000円につきましては、町内44実行組合長様に対します農林水産課所管分の関係文書並びに調査票等の配布、回収に対するものでございます。次に、3目農業振興費でございますけれども、13節委託料の有害鳥獣捕獲業務委託料140万2,000円につきましては、イノシシと有害鳥獣捕獲の委託料でございます。次に126、127ページをお開きください。1番上でございます15節工事請負費の200万でございますけれども、農道水路等維持管理に伴います工事請負費となっております。次に、19節負担金、補助及び交付金でございますけれども、上から6行目になります多面的機能支払交付金、369万9,000円につきましては、木場、大越、三根、横道の4地区の114ヘクタールで取り組んでおります。これは国、県、町分合わせました交付金の合計額となっております。次の13、14行目についてでございますけれども、長与木場、並びに長与岡北土地改良区農林漁業資金元利償還補助金でございますけれども、長与木場が平成37年度、長与岡北が平成38年度までとなっております。その下にございます農道改良舗装事業等農林漁業資金元利償還補助金305万9,000円でございますけれども、これは2件分でございます。平成29年度までとなっております。次に下から13行目でございますけれども、農産物集出荷施設整備補助金266万5,000円につきましては、平成23年度に建設いたしましたJA長崎西彼伊木力選果場の町内出荷者に対します負担軽減のための補助金でございます。次にそれより2つ下になりますけれども、長与町有害鳥獣被害防止対策事業補助金の200万円でございますけれども、これはイノシシ等の被害防止のためのワイヤメッシュ柵、電気牧柵に対します購入費でございます。町の2分の1の補助分でございます。次に1つ飛びまして、長崎鳥獣被害防止総合対策事業補助金の826万2,000円でございますが、歳入でもご説明を申し上げたところでございますが、ワイヤメッシュ柵と町内4地区の12キロにわたりますワイヤメッシュ柵の補助金となっております。次に下から3行目の中山間地域等直接支払交付金1,240万9,000円につきましては、こちらもご説明したところでございますが、これを合わせまして国・県・町の合計額の補助金合計額でございます。

次に128、129ページをお開きください。4目畜産業費の9節旅費、11節需用費、19節負担金補助金でございますけれども、これは経常的経費を計上いたしております。

続きまして、130、131ページをお開きください。2項林業費、1目林業総務費、19節負担金、補助及び交付金の1番上にございます長崎県資産林道協会負担金30万1,000円でございますが、これは県営事業で実施をしていただいております嬉里郷の梶原地区と、平成28年度からは本川内地区にございますけれども、治山事業に伴う負担金でございます。次に、下から3行目の森林整備地域活動支援交付金の57万円は、歳入でご説明をいたした内容となっております、これは国2分の1、県と町が各4分の1の合計の交付金となっております。

次に、132、133ページをお開きください。3項水産業費、1目水産振興費、19節負担金、補助及び交付金の最後の行になりますけれども、水産多面的機能発揮対策負担金145万円は、大村湾の長与浦において、63.8ヘクタールの余剰環境を改善するための事業でございまして、事業内容は海底耕耘、アオサの除去、客土など、行っていただいております。続きましてページとびますけれども、188、189ページをお開きください。11款災害復旧費、1項1目農業施設等災害復旧費につきましては、合計といたしまして520万円を計上いたしております。引き続き208から219ページの債務負担行為の関係でございますけれども、208から209ページでございます。1番上でございますけれども、農林漁業資金による町道等舗装元利金補給が2件でございます。その下になります210ページ、211ページになりますけれども、長崎県に対します損失補償ということで造林資金つていいものが42件。次に210から212、13ページまでの森林整備活性化資金でございますが、これが18件。それから、分収林の機能高度化資金というのが3件ございます。それが212、213ページでございます。またその下にございますけれども、森林経営維持資金が合計の19件でございます。次に214、215ページでございます。1番上にございますけれども、農林漁業資金による耕地等整備元利金補給がございまして、これは長与木場、長与岡北改良区の2地区分でございます。

次に、216、217ページでございます。上から3番目の長崎西彼農協伊木力選果場の建設に伴います農産物集出荷施設整備補助金でございます。

次に220、221ページになりますけれども、上から2番目にございます平成27年度に建設をいたしました今も現在進行中でございますけれども、農産物加工施設整備事業元利償還補助金でございます。以上が、農林水産課所管分の債務負担行為の調書でございます。終わりになりますけれども、農林水産課分の主要な施策でございますけれども、平成28年度長与町一般会計予算に係る主要な施策に関する調書としまして、17、18ページに記載をいたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上で、農林水産課の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

それでは、説明が終わりましたのでこれから質疑を行いたいと思います。まず、歳入の部から行います。22、23ページをお開きください。農業費負担金、林業費負担金、

でてまいりました。ここで何かありませんか。

次、24、25ページ。4目の県補助金のうち、1節の中で1番上の農業委員会交付金113万5,000円と、下から3番目の農地集積集約化対策費補助金270万3,000円、これが農業委員会所管で、その他が農林水産課所管です。その下の2節、3節も合わせて何かありましたらどうぞ。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

すいません、ちょっと制度のことでお聞きしたいんですけども、この中山間地域の直接支払交付金の制度なんですけど、確か集落とかと協定を結んで5年間耕作を続けるということで、これがですね、補助というか交付がされると思うんですけど、これは毎年度申請してもいいのか、それとも期でずっとやって、確か15年から19年、再来年が5期、またそれが終わったらまた新たな募集があつてというそういう制度なのか、それとも随時募集してっていうふうになるのか、ここをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

山本係長。

**○係長（山本公司君）**

この中山間の事業につきましては、協定期間がですね5年間あるんですけども、新規に取り組んでない地区で新規に取り組みたい地区につきましては、その都度申請して協定を結ぶこととなります。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。

次いきます。26、27、4目ですね、ちょうど中ほどのちょっと上にあります。これは存目です。次、32、33、雑入上から4段目、ふれあい農園使用料、それから。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

ふれあい農園使用料で現在6ヶ所でふれあい農園があるということですが、現在の利用率はどういう状況なんでしょうか。以前はかなり人気があつたと思うんですけど、現在どういった状況でしょうか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

中嶋課長。

**○農林水産課長（中嶋敏純君）**

現在のですね、利用率ですけども、貸出率はですね、現在78%ということになっております。

**○委員長（喜々津英世委員）**

堤委員。

○委員（堤理志委員）

78%ということは利用がされていないところがあると思うんですが、それは例えばある特定の地域に偏在して、利用ができないのか、そのあたりの要因というのがもし分かればお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

地区で言いますと平木場地区っていうのがございます。そこがですね、地形的に平たくなると言いますか、ちょっと急傾斜であるということが1点と、それから駐車場がですね、あまりなくてですね、狭いという形でございます。それから先ほど申しましたように、そういう急傾斜なものですから、肥料とか水とかそういう搬入、搬出、取ったものを搬出する時とかそういう時に苦労があるということで、どうも人気がですね、悪いみたいでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。それから、下から3段目の火災保険料のうち農林水産課所管が8,000円。いいですか。

それから、次のページ、34、35ページの中ほどのちょっと上、電柱等敷地料4万6,000円のうち、農林水産課所管が2万2,000円。ここで何かありませんか。

歳出いきます。歳出は122、123、6款1項1目、ここからが次のページの中程までですが、ここで何かありましたらどうぞ。いいですか。

それでは124、125の3目の、まず124、125で質問がありましたらどうぞ。安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

125ページの使用料の下から3つ目のところの農産物加工処理施設の借地料、これは三根ののでよろしかったですかね、まず確認です。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

はい、そうでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

新年度に借地料が出てきてますが、今後の計画ですね、加工場が新しく移った後、あそこの土地、上ものがどこの所有物かちょっと私もよくわからないので、今後の計画をちょっと教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

現在の加工所ですけれども、建物はですね、長与町の所有となっております。そういうところで、あそこ借地ですので、早急に移転をしてですね、解体をしたいところがございます。最終的には28年度中にですね、また解体費をですね、お願いを申し上げて、更地にして、地権者の方に、所有者の方にお返しをするということで、今後進めていきたいと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次、126、127。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

補助金の、ここ全体でですね、農林水産課だけではないかないんですけれども、ちょっとお聞きしたいのが、この中にかかなりの補助金というのがありますけれども、この補助金が最初に補助を出すといったときの同じ目的でですね、今も維持されているのかですね、そういうふうなチェックというのはされているのでしょうか。補助目的の今もちゃんとその補助の目的に合ってるかっていうところのチェックですね。そこをお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

町の補助金交付規則にも基づいて、補助をしているところがございますけれども、それぞれですね、補助の目的に合った補助をしております。最終的には交付申請から始まって、最終的には実績報告というような形で報告を受けましてですね、確認をしているところです。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

ま、同じようなその補助もですね、ずっと長年続いているかとは思いうようなんですけれども、その必要であるかどうかというところで、きちんと審査を経ていうところではありますけれども、一定期間でですね、判断する基準というんですかね、補助が必要なのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

そうですね、確かにその、今長期間にわたりますので、その時、その時でそういうその、社会情勢の変化とかというのもございましてですね、その時に本当にマッチした補

助なのかっていうのもあるかと思えますけれども、この中にもご存知のように、期限つきなものっていうのも補助金にございます。平成何年度までとか農林営業資金とかはですね、制約はございますけれども、ある程度ですね、このみかんに対しますブランド商品とかっていうのも多分長期に渡ってると思うんですけども、こういうふうな永年性作物とかっていうのは農業に対してすぐにその答えが出るかっていうようなこともございましてですね、なるべくそういうふうなことで長期にわたるケースがもうご存知のように、こういうふうなことで毎年毎年こういうふうなので、漢字がですね、長い長い漢字が、事業名が出てくるんですが、そういうことで、まだまだ足りないっていうようなお声も聞いておりますのでですね、今後も継続した支援を行っていきたいと思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

農林水産の部門はですね、やっぱりそういうふうに長い目で見ないといけないというところは理解はするんですけども、やっぱりその補助金の効果のチェックというところも必要かというふうに思うんですね。やっぱりその住民の目線で、その考えた場合なんですよ、定期的なその検証っていうんですかね、そういうことも必要かと思うんで、そういうところの考え方、最後ですけどお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

この中にはですね、国事業に伴うもの、それから県事業で行っていただいているものっていうのも、半分以上あるかと思えます。町内・・・対しますその補助金というのはですね、そんな多くはないと思っておるんですけども、確かに今もおっしゃいますようにですね、今後先ほど申しましたように、その時代っていいですか、その流れがございましてですね、適正な補助金ですね、支出率というのに心がけていきたいと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

127ページの優良品種の更新事業ですね、補助金ですが、たしか、柑橘については10a当たりの単価が若干、国の方で上がったんじゃないかと思うんですが、本町の方は関係あるのか、その本町の柑橘も植え替えて確か20aあたり、10aで22万が23万、僅かちょっとですけど、それは長与町の農業者にも、そういう恩恵があるのか、そのあたりいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

当然、長与町の農家の方もですね、果樹支援対策ということで、国の補助金が頂いているところがございます。すいません、数はですねちょっと把握していないんですけども、相当数のこと、件数がですね、農業者の方が毎年取り組んでいらっしゃる、みかんの更新ですね、改植ということで行っただいてるところです。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

その改植がですよ、もうずっと継続してやられている中でですよ、さっき言ったように新年度の予算で、たしかその若干上がったという場合に、以前からその例えば3月に植えてる人達はもらえなくて、4月から植えた分をもらうという形になるのが、ちょっとその辺が把握できるのかなというのが若干素朴に疑問を持つんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

ちょっと最初にご説明を申し上げますけれども、その反の22万で上がりまして反の23万というのがですね、国事業でございまして、直接あの農家の方に入っております。ですからこの予算書の中にはですね、この事業入ってきておりません。私どもの方で町の農林水産課でしておりますのは優良品種更新事業補助金ということで、132万5,000円を計上させていただいておりますけれども、これは、苗木のですね、4分の1の補助という形で計上させていただいてるところでございます。国の事業はですね、みかんの木もですね年度事業でございまして、3月いっぱい、年度いっぱい、植替えをしていただくということで、それは検査をされてですね、適正にやっただいておると思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じくっていうかその負担金のところで、有害鳥獣の対策で幾つか補助金等々がありますけれども、ご説明の中でワイヤメッシュとか、電気柵とかっていうことありましたけれども、新聞報道とかで例えばそういう捕獲した動物の食肉をどうこうするというにもソフト事業といいますかね、対策ができるような補助がつくというのは話がありますが、本町の場合、それが関係が、そういったものの計画といいますか、なんかその

捕獲したやつを流通するとかそういった計画についても補助のなる、ならないというのが話があったと思うんですが、本町ではそういう計画が例えば他の県とかそのあたりと連携して計画がされるのかとか、ここをお伺いしたい。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

イノシシ等の食肉になりますけれども、普通ジビエ料理といいまして、そういうことで取り組んでいただいて、加工所あたりもですね、県内で既に運用されている自治体もごございます。けれども、長与町の場合はですね、そういう話もいろいろと猟友会等々お話しも持ち込んだんですけれども、まずは捕獲の方ですね、宣伝をしたいということで、うちの方では取り組みをまだ行ってないところです。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。128、129。この上の方、畜産業費までですね。

130、131、6款2項1目次のページの中程までです。あわせて、質問がありましたらどうぞ。林業関係、水産関係予算です。ありませんか。

次いきます。188、189、災害復旧費関係です。次のページの上段までですね。

11款1項関係、何かありましたらどうぞ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

災害復旧ということでお伺いしたいんですが、本会議の中だったかな、ちょっと話があった今年の冷害の件で1点、長与町内でも農業被害があってますよね。それに関連して28年度でどういう対策をするのかというのを概要ですね、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

一応質問がありましたので、違うなら違うで答弁をお願いします。

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

ここの11款はですね、農業用施設、農道とか水路とかそういうものに対してのですね、災害復旧費を計上いたしておりまして、また違うところのハウス等はですね、農業振興費の方に該当してくるのかなて613の方かなってとっておりますけれども、そういうことですが、そういうものに農業振興費につきましてはそのあたりの被害に対します補助というのは計上いたしていないところです。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。あと、債務負担行為はかなり農業関係はですね、いろいろ多くございますが、先ほど説明したとおりです。歳入歳出それから主な施策の説明書、債務負担こういったもの、あわせて最後に総括的に、質疑を受けたいと思います。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

すいません、先ほど私が場所を間違えてですね、質問した件なんですけれども、その冷害対策で今先ほどご説明の中で、そういった冷害についての対策というのは、計上してないということですが、それは必要がないということなのかそれとももう少し例えば国県あたりから対策がまとまってから、補正あたりで出てくるという理解でいいのか、そのあたりをお聞かせいただけないでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山本係長。

○係長（山本公子君）

今、国の事業で緊急支援の事業が上がっているのが主に枇杷の被害に対するものが今できております。こちらにつきましてはですね、琴の海枇杷部会としましてJAの所管になりますが、時津、長与の生産者で組織する枇杷の部会が枇杷部会として、その被害に対する支援措置の申請をするっていうことになっておりますので、町の方は被害の認定はしますけれども町の予算的には入ってこないというふうな形になっております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

それからもう1点、確か補正の時にお伺いしたのが、ハウスを計画されてたけれども、例のその雪の関係でもう断念したということもあった。このあたりについての対策というのは、これもやはり、その直にJAの方とかになるのか、それとも町もかむのかですね、ここはどんななりますでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

町内ですとね、3名の方がそのビニールハウスの被害を受けられまして、そういうことだったんですけれども、それでその方のうち2名がですね、施設の建設をとりやめられたっていう話だったと思うんです。そういうことなんですけれども、この3名の方がですね、たまたま農業共済にですね、加入をされてましてですね、そういうふうな復旧というのが農業者の方からそういう要望、町に対します要望等もですね、来ておりませんでした。で、そういうことで町もそういう手だてもなかったんですけれども、国におきましてですね、そういうその施設が被害を受けた者に対する補助っていうのが、ない状態でございまして、あるのはですね、今、園地にございますその樹木等の回復に対します支援とか補助とかっていうのがございまして、国の方でもそういうふうなそのパイプ等が曲がったからっていうことで、復旧に対しますそういうメニューがない状態でございまして、そういうのがないもんですから、長与町でもですね、一応取り組んでい

ないということでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

それからもう1点。どこで聞けばいいのか分からないのでお聞きしますが、まんでんのところでオリーブの加工所ができるということで、これがですよ、今度機構改革でどこがそういう関係になる。例えばオリーブを植えて育てるというのは、農林なるのかな。ただ、それを収穫して、加工して、例えば絞って油にする、そしたら商工になるのか、ですから、今後28年なるのか分かりませんが、所管というのがどういう体制になるのかをお伺いしたい。ここで聞くのは。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

平成28年度からですね、機構改革で農林水産部門とですね商工の方が一緒になりまして、産業振興課という形で、今度新たな課ができるようになっておりまして、その課の中で両方、どちらとも関わりながらやっていくようになると思います。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

129ページの1番上、3行目ですね、今年27年度に加工施設をですね、今建設中ですね。これが、今後28年から債務負担行為ではですね、42年まで返還をしていくということなんで、2,950万計上されてありますよね。ところがですね、それを差し引きますとね、14年間に返還がなりますよね、期間的には。42年から28年を引けば、14年間ですね。そして、それをですね、考えて念頭において81万の現在のこの元利償還金の補助金をね、考えると、若干不足するんじゃないかなと。ですね、図書館のリース代なんかですね、5年間で450万ぐらい組んであったと思います。それで割り戻しますとね、大体500万ぐらい、400万ぐらいですね、400何十万ぐらいになるんですけども、それからいくとね、どうもこの81万で僕は足りないんじゃないかなというふうに考えるんですけども、その計算はどんなして81万を出したんでしょうか。お聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

山本係長。

○係長（山本司君）

こちらの元利償還補助につきましては、計上した時にですね、12月に金融機関から借り入れてという形で計画しております。これが借入から1年間の元金据置きという

形になっておりまして、28年度中につきましては、12月1、2、3、4ヶ月分の元金の分しか入っていないという形になりますので、80万1,000円を計上しております。次年度以降につきましては、200万程度ですね、計上になるかというふうに考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

要するに2,550万をですね、14年間で割ると約200万なんです。だから200万ないとね、足りないのに、大丈夫かなというふうにちょっと心配をしましたものですからね、分かりました。そつのないようによろしくお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。

では、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。農林水産課所管をこれで終わります。場内の時計で14時まで休憩いたします。

（休憩 13時50分～13時57分）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、休憩前に引き続き、委員会審査を開始いたします。次は、管理課所管を行います。議案の説明を求めます。

濱課長。

○管理課長（濱伸二君）

こんにちは。それでは、28年度は長与町一般会計予算、管理課所管分につきましてご説明いたします。歳入、歳出、予算事項別明細書にてご説明いたします。まず歳入ですが、14、15ページ、お開きください。12款1項5目土木使用料、1節道路橋梁使用料及び3節住宅使用料から6節滞納繰越分までが管理課所管分でございます。1節につきましては、収入見込み額549万円で、ガス、電話及び電気通信ケーブル等の道路等占用料になります。3節住宅使用料につきましては、収入見込額4,688万4,000円で、東高田、西高田、岡岬団地3団地になります。また、5節駐車場使用料につきましては、収入見込額340万8,000円になります。4節、6節につきましては、住宅駐車場の滞納繰越分になります。続きまして、16、17ページをお開きください。12款2項3目土木手数料1節住宅手数料が管理課所管分でございます。次に18、19ページをお開きください。13款2項4目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう補助金につきましては、総額5,775万円で、安全で快適な地域社会の創造補助金、道路橋長寿命化による安全性の確保補助金及び通学路要対策箇所の整備による安全な通学路の確保補助金でございます。

次に、20、21ページをお開きください。4節住宅維持補助金につきましては、総額1,584万5,000円で、住宅建築物アスベスト改修事業補助金、住宅建築物耐震

改修等、事業補助金及び公共公営住宅等ストック総合改善事業補助金でございます。

次に、24、25ページをお開きください。14款2項6目土木費県補助金、1節住宅維持補助金につきましては、総額72万3,000円で、長崎県建築物耐震化事業補助金及び長崎県耐震安全安心住まいづくり支援事業補助金でございます。

次に、26、27ページをお開きください。14款3項6目土木費委託金、1節土木費委託金につきましては、市町村権限移譲等交付金の1,000円でございます。2節港湾費委託金につきましては263万6,000円のうち、216万3,000円で市町村権限移譲等交付金及び港湾統計調査事務委託金でございます。

次に、28、29ページをお開きください。16款1項5目土木費寄附金、1節土木管理費寄附金につきましては管理課所管分でございます。

次に、34、35ページをお開きください。19款5項1目雑入1節雑入につきましては、下から11、12行目の町営住宅光インターネット装置設置料及び境界立ち会い他証明書等交付手数料1万6,000円のうち、1万5,000円につきましては管理課所管分でございます。以上が歳入でございます。

続きまして歳出ですが、134、135ページをお開きください。8款1項1目土木総務費、2節から4節につきましては、部長含め管理課職員の人件費総数7名分でございます。7節賃金につきましては、パート賃金といたしまして6ヶ月を計上しております。

次に、136、137ページをお開きください。13節委託料につきましては、5件分で323万3,000円でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、4番目の道路台帳管理システム賃借料81万4,000円としまして、以前からの道路台帳システム61万5,000円と28年度より5年間の賃借料で市町橋梁維持管理システム19万9,000円を計上しております。これは、県下統一したシステムにより、橋梁の維持管理を行っていくというものです。なお、長期継続契約につきましては44ページの7番目に記載しておりますのでご参照ください。続きまして、19節負担金、補助及び交付金につきましては、西彼中央土地開発公社事務費負担金を除く11万2,000円が管理課所管分になります。2目急傾斜地管理費、13節委託料につきましては、ニュータウン法面調査及び草刈り等の維持管理費でございます。15節工事請負費につきましては、急傾斜地の補修工事でございます。

次に、138、139ページをお開きください。2項2目道路維持費が管理課所管分でございます。13節委託料につきましては、街路樹の剪定及び道路維持補修費、シルバー人材センター作業員の3名分、測量設計委託料につきましては、道路路面性状調査などがございます。15節工事請負費につきましては、維持及び舗装補修工事、浜崎法面補修工事、通学路の整備などがございます。2目橋梁維持費、13節委託料につきましては、橋梁の詳細点検及び補修設計でございます。15節工事請負費につきましては、橋梁の15メートル以上1件、15メートル未満3橋の工事になります。

次に、140、141ページをお開きください。3項1目河川総務費13節委託料につきましては、毎年行っております斉藤地区のポンプの保守点検及び長与ダム周辺の除草でございます。15節工事請負費につきましては、河川補修分でございます。4項1目港湾整備費13節委託料につきましては、長与川をきれいにする会及び岡郷農船会への委託料でございます。

次に146、147ページをお開きください。6項1目公営住宅管理費、1節需用費につきましては、総額821万8,000円で主なものは、修繕料で700万円になります。

次に、148、149ページをお開きください。15節工事請負費につきましては、町営住宅岡岬A棟の長寿命化工事を計上しております。2目安全安心住まいづくり支援事業費、13節委託料につきましては、耐震診断委託料で3件分計上しております。19節負担金、補助及び交付金で、耐震診断補助金の1件分、耐震計画書策定補助1件分、耐震改修工事補助で1件分の257万円でアスベスト診断補助金で1件分、25万円、総額282万円でございます。以上が管理課所管分でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。なお、予算書の後に平成28年度長与町一般会計に係る主要な施策に関する説明書の19、20ページが管理課所管分でございますので、ご参照のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。まず歳入の部からいきます。14、15ページをお開きください。5目1節それから、3節4節5節6節これが管理課所管。ここよろしいですか。

次、16、17、12款2項3目1節、これ存目計上。それから次のページ、18、19、13款2項4目ここからありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

道路橋梁費補助金のところで通学路要対策箇所の整備による安全な通学路の確保補助金というのがありますが、これはもう既に要望があった部分についての補助なのか、それとも今後出てくる要望に対応するための補助金なのか、このあたりはどういう形なんでしょうか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

濱課長。

**○管理課長（濱伸二君）**

お答えします。今現在要望が出されてる分の2路線に対する補助金を要望して、今回、計画しております。

**○委員長（喜々津英世委員）**

いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

2路線分ということですので、もう一度その部分がどこのあたりなのかよろしいでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

前田係長。

○係長（前田将範君）

2件分ですけれども、ここは嬉里中央地区のちょうど嬉里辻線と町道二丁間2号線のカラー舗装工事で、延長は2つ合わせて1,500メートルのカラー舗装を行う工事であります。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

次、20、21、上の方の4節住宅費補助金1,584万5,000円。いいですか。

次とびまして24、25、14款2項6目1節72万3,000円。次いきます。次のページ、26、27、14款3項6目の1節、2節の市町村権限移譲等交付金（港湾）の215万とその下の下、調査事務委託金1万3,000円が管理課所管、よろしいですか。1節は存目ですね。

次いきます。28、29、ここも土木管理費給付金は存目計上です。雑入。雑入が下から12番目ぐらいかな。町営住宅、光インターネット装置設置料とその下の境界立会他証明書等交付手数料、このうち、1万5,000円が管理課所管。よろしいですか。また後で総括的にいきますので、歳出に移ります。

134、135、ここからが管理課所管です。このページで、何かありましたらどうぞ。次、136、137。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

道路台帳管理システム賃借料のご説明の中で、市町で管理するといいますかね、台帳管理するようなシステムを広域でやるという、連携してやるということじゃないかというふうに理解したんですが、その目的は、恐らく、経費の縮減なのかなっていう気もするんですが、その目的等、それからもしこれが経費縮減だったとすれば、だいたいどのくらいのコスト削減効果が見込まれるのか、分かればお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

前田係長。

○係長（前田将範君）

市町橋梁管理システムを導入する目的としましては、5年に1回の橋梁定期点検結果、補修利益とかを統括的に管理したり、補修期間のシミュレーションを行うためにですね、橋梁の効率的な維持及び修繕をするためのシステムになっております。こちらのシステ

ムを入れるメリットとしては、やはりおっしゃるとおりですね、経費の削減っていうことがまず第1になります。町独自でシステムを構築する場合と、各市町村で共同運用した場合と比べますと、だいたい経費は、3分の1から4分の1程度経費削減することができると、資料がございます。今のところ、共同運用する市町村につきましては、当初16市町ということだったんですけども、今、数が増えまして19市町になっております。内訳としましては、五島市と小値賀町を除く19市町が全部、市町の橋梁管理システムの方に共同運用するという答えがなっております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。138、139。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

橋梁維持費の15節、1番下ですね。15メートル以上が1つと、以内が3つということで、この間も本会議の説明を受けましたけども、期間的にはいつごろから。まだ決まってないんですかね、その辺はいかがでしょう。

○委員長（喜々津英世委員）

前田係長。

○係長（前田将範君）

橋梁の維持補修工事をする発注時期なんですけども、こちらは補助の国庫補助申請の内示ですね、交付決定が決まるだいたい6月の中旬以降での発注を考えております。それから、年度末までの工期で行いたいと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。138、139、ここで何かありましたらどうぞ。

じゃ次、次のページ140、141、ここでありましたらどうぞ。なければ次いきます。

146、147、8款6項関係ですね。ここはいいですか。

次のページ、148、149、2目まで、合わせてありましたらどうぞ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そしたら2つお伺いしたいと思うんですが、147ページの1番下に修繕料というのが上がってる分ですね。この内容と、それから149ページの岡の長寿命化ですか、ここも概要ですね、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

馬場主事。

○主事（馬場俊輝君）

修繕料の内訳についてお答えいたします。ガスの風呂釜の補修工事、こちらを1件当たり約15万円ほどかかります。おおよその概数で15台分を見込んでおりまして、こ

ちらを225万円、退去時の補修等、主に壁や床の張替等の補修ですね、こちらを400万円、電灯、外灯ですね、だったりとか、階段に各階に設置しております蛍光灯、こちらが長年もう使っておりまして不具合等が出ておりますので、そちらで25万円。あと、共同施設の補修といたしまして50万円、合計700万円で計上させていただいております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

日名子課長補佐。

○課長補佐（日名子達也君）

岡郷の修繕工事につきまして、ご説明をさせていただきます。岡郷A棟につきましては、主な工事といたしましては外壁の補修が主な工事となっております。それと屋根の部分、これらの防水シートでやっておりますが、ウレタンゴムの防水の方に替えるということにしております。あと諸々ですね、補修等々につきましても入っておりますし、外壁につきましては当然足場がかかりますので、これ分の仮設工事も含めて計上しております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

岡岬町営住宅の分についてなんですけれども、今回はA棟ということなんです、実際そのほぼ同時期に建てられ、岡岬についてはですね、同時期に建てられたという中で、とりあえず、A棟から始めたということなのか、それともA棟のみそういう劣化が進んでいる状況なのか、このあたりはいかが、どういうこと。

○委員長（喜々津英世委員）

日名子課長補佐。

○課長補佐（日名子達也君）

A棟から、今年度平成28年度はA棟からということにしております。これにつきましては現在岡、それと西高田及び東高田、3団地ございます。それぞれの団地につきまして、1棟1棟を計画を持ってですね、補修の方に移りたいというふうに考えております。ですからA棟が終わりますと、B棟、次はC等という形でこれが終わりますと次の団地ということで今のところ考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。2目でもありませんか。

それでは、歳出が一応終わりました。これから歳入、歳出、合わせて結構です。総括的に質疑ありましたらどうぞ。

安部委員。

○委員（安部都委員）

先日、長崎市の方で橋梁工事、橋梁のところは毎回定期的な目視点検をされていたに

も関わらず、上からコンクリート片がどんと落ちてきて、タクシーかなんかにケガをしたっていうところで、それで、こちらの方では橋梁工事される場合は目視の点検として目視でされてるのか、それともその音感というんですか、打音、要はそういう形でされてるのか、そこら辺教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

前田係長。

○係長（前田将範君）

橋梁の点検につきましては、近接目視ですね、近接目視とあと打音といいましてテストハンマーですね、橋梁のひび割れの部分とかを叩いて、浮きや割れがないか、そういったところを調査する項目になっております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

それは、毎回定期的きちんと打音の方がやられているということですか。

○委員長（喜々津英世委員）

前田係長。

○係長（前田将範君）

道路法の改正に伴ってですね、26年度からですね、1つの橋梁につきまして5年に1回の先ほどの目視とかですね、近接目視と打音によるですね定期点検を行うように計画しております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

ちょっとお尋ねしますが、先ほどですね、安全な通学路の確保補助金ということで嬉里中央のカラー舗装1,500メートルという話がありましたけれども、この長与小学校周辺でゾーン30というのが設定されて、今道路上にですね、ありますけれども、これは一応長与小学校周辺でのゾーン30、そして次は例えば北小とか南小とかっていうことで、どこもここもゾーン30ということはちょっと厳しいところもあるでしょうけれども、今そこを警察と協議してですね、ゾーン30のその範囲というのを広めていくというようなことはあるんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

日名子課長補佐。

○課長補佐（日名子達也君）

ゾーン30の件につきましてお答えをいたします。今の委員ご指摘のとおり、今長与小のところにつきましては、皆前地区及び定林地区につきまして、ゾーン30の設定を

させていただいております。今後ですね、県警及び時津警察署等々ともですね、協議をしながらゾーン30についてはどうするか、それについては協議を重ねていきたいというふうに考えております。今のところ28年度をどうするか、これについてはまだ警察の方ともまだ協議を行っておりませんので、今後協議を重ねていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

コミュニティの会合、地域のボランティアの方がですね、いらっしゃった時の何か要望はないかということの中に、やはりその抜け道抑制のためのゾーン30であるという観点から要望があったりするんですね。その時には管理下の方がいらっしゃってなくて、地域の方とかがいらっしゃっているの、そういう話も上に横串の状態が上がってくるかと思うんですけども、結構そういうふうな長与小学校地区だけじゃなくてですね。そういうところもあろうかと思うので、そういうところの話は地域から連携して話を聞いているのかですね、その点をお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

日名子課長補佐。

○課長補佐（日名子達也君）

委員ご指摘のとおり、うちの地域政策課の方からですね、その件につきましてはお聞きをしております。これにつきましては今長与小地区ですので、町内の小学校、こちらの通学路につきましてもですね、今後広めていきたいというふうに考えておりますが、何しろ時津の警察の方からですね、要請がなければこれもできないところでございますので、今後とも協議を重ねてということになるかと思いますが、順次進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

139ページの、2目のですね委託料、測量設計委託料ということで、これは斉藤地区の低地帯の云々というような話が本会議でもありましたかね。私も一般質問もして、地元からも依頼を受けておったんですけども、もう少しこう具体的にですね、説明をいただければよくわかると思うんですけども、説明をお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

質問、意味分かりますか、濱課長。

○管理課長（濱伸二君）

その測量設計委託料の1,250万の内訳ですね。一応先ほどご説明しました道路路

面性状調査と道路擁壁詳細設計、それと北部法面工事に伴う調査設計、それと斉藤地区の排水路の設計という形で、一応排水路の設計も今年度進めております。それを若干、多分今のところできるだろうという見越しで地元と協議を進めてる段階で、もし残務が残った場合そこで、新年度でも行うという形で一応予備的に新年度とってるような形で、3月いっぱいではどうか設計の方は低地対策については固めていきたいと現在のところ考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

これ今年度その設計終わって、次年度から計画的に事業を実施をしていくと、こういう考え方であるんです。工事は分からんとですよということなのかですね、考え方をお聞きをしておきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

濱課長。

○管理課長（濱伸二君）

一応方針を決めて、ものが決まらなないと設計も金額工事費の積算もできないという形ですので、一応今のところ道路維持費の工事の中で対応できる範囲なのか、それとも6月補正にかけなきゃいけないのか、そこら辺の境がまだ出てませんので、一応まず設計をでき上がってしまっただけ積算を行う段階をまず今年度やりたいという形で今詰めておるところです。それで、積算して工事請負費が出た段階で補正に出すのか、現予算の中で行うのかを判断してまいりたいと考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

町営住宅全般に関してお尋ねしますが、まず、現在の町営住宅の需要と供給状況ですね。ざっくりと教えていただきませんか。

○委員長（喜々津英世委員）

馬場主事。

○主事（馬場俊輝君）

需要と供給についてお答えします。毎年、2回ほど町営住宅の入居者の募集を行っております。これは空きが出次第の募集になるんですけれども、1回あたり何戸数というのは特に決まりは、空きが重なったら戸数が多くなるような形です。毎回応募者数がですね、20名ほどございます。1戸数の募集に対しても20名ほど、5戸数重なって募集をかけた時も20名ほどでございますので、一概に倍率等は申し上げにくいところなんですけれども、5倍から10倍は毎回あるような形で推移しております。なので、需

要と供給を考えると需要の方が多くなるような形になります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

それでは、町営住宅のところの歳入のところでも不納欠損というのが現れてきてたんですけれども、町営住宅というのはいわゆる低所得者の方に対しての住宅供給福祉的観点での設置だと思うんですよね。それに対して、当然収入が上がっていけば、一定以上になると町営住宅から出ていかなければならないという条例上にも謳ってあります。あるいは、滞納が続く方には3ヶ月以上ですかね、滞納が続くと退去を町長が申し出るというか命令するのか、いうことができると思うんですけれども。まず、それとあと、ですのまず収入の確認状況ですね、そういったのは毎年行われているのか、それと当然それを向こうが出してこないケースもあるかと思うんですけれども、そういった際の対応ですね、を現状どのようにされているか、お知らせください。

○委員長（喜々津英世委員）

馬場主事。

○主事（馬場俊輝君）

収入に関して毎年、収入報告書というのを4月頃、町営住宅の入居者の方から提出をさせていただきます。これは、毎年、その方の収入に応じて家賃が変わるようなシステムですので、毎年確実に行っております。で、委員のおっしゃるとおり、その中でも提出をされない方というのが中にいらっしゃったりします。この方は、何度も通知をして面談もしてそれでも提出をされないっていうことは悪質なので、最高家賃をかけていいということになっております。なので、今長与町でもし提出がなければですね、最高家賃をかけるような形になっております。先ほどちょっと中身の中で、ちょっとご質問であったんですけれども、収入基準がそれぞれ決められております。裕福な方は町営住宅から出て行く努力義務というのがあります。この基準というのが、ちょっとざっくりした指数なんですけれども、手取りで月額15万8,000円。これを超えると努力義務が発生するような形になります。更に高額所得者の認定というのもございまして、こちらの金額31万6,000円に当てはまると強制的に退去をしていただくような形の法律もございまして。ただ、この金額に当てはまる方には今まで1件ございまして、退去してくださいますようお願いに行ったところ、自ら進んでですね、退去をしていただけたということなので、強制的に退去したっていう事例はございません。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

最初に20名程度か毎回希望されるということで、不足をしている。では、現在住まわれている方は、基準に見合った方が住まわれているという理解で、そういったことで

理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

馬場主事。

○主事（馬場俊輝君）

そのように思っていていただいて、大丈夫です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

それと、滞納に関すること、ちょっと言わしていただきたいんですけども。私も監査委員してるんですけど、前任の監査委員の方からいろいろ指摘があって強制退去させたというケースもございました。3ヶ月以上滞納すると、退去を命じるですかね、してもらうことができるんですけども、現状どうでしょうか、長期滞納もいるというふうには私も知ってるんですけども、そういった方への、いわゆる、前回のようなことを未然に防ぐための対応ですね、あそこまで数百万、確か200万程度積み重なったと思うんですけども。そういったことを、今後起こらないためにですね、また当然先ほどの本当に困窮されている希望される方に入居していただくのが一番有効な税金の使い方じゃないかなと思うんですけども、そのところの対応を現状どのようにされているか、その点を最後をお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

馬場主事。

○主事（馬場俊輝君）

お答えいたします。まず町営住宅ですね、こちらが低所得者、あと住宅に困窮されてる方向けの住宅というところがあります。条例どおり当てはめていくと、3ヶ月以上滞納があれば退去させることができるというふうな条文がございます。これを片っ端から町営住宅の方に当てはめてですね、退去させるというところは現状のところやっておりません。町営住宅はやはり福祉的な面がございます、もう最終的に流れついた方がやっぱり住まれてることが多いです。町営住宅を追い出されるとホームレスになってしまうとか、そういった極限の状態の方もいらっしゃいますので、一時的に3ヶ月ということでは当てはめての退去をさせるということはしておりません。ただ、もう3ヶ月以上滞納というのも以前から昔からの積み重ねでですね、100万円滞納されてる方もいらっしゃいます。この方が、もし、今分納のお約束をして、どんどん滞納を減らしていただくように進んでるんですけども、こちらが履行不能になった場合とかはこの条例に当てはめてですね、最終的には退去の判断もでてくるのかなと思います。一方で新しく入居された方ですね、こちらで3ヶ月以上滞納してる方っていうのは、現在のところいません。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私も一概にその規則に当てはめて退去させろっていうのではなくて、皆さんが1番現場ですね、直接顔を合わせてらっしゃるので、1番その生活全てが分かるかどうか分かりませんが、その方々っていうのが1番理解できると思うんですよね。突発的な収入、仕事を失ったりとか、あるいは病気をしたりとかそういったケースも多々あると思います。ですので、されてると思うんですけれども、顔をつき合わせた対応という、なかなかちょっとここもね、滞納者には厳しい部分があるのかもしれないけれども、そこをもう一度、最後にお約束していただいて終わりたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

日名子課長補佐。

○課長補佐（日名子達也君）

ただいまの分について解答いたします。今後もですね、滞納者の方、それと現年の分のちょっとお支払いが滞ってる方、これについては分けてですね、滞納者が増えないような形ですね、また、訪問をして、それで滞ってる方にお話を聞きながらですね、今後もですね、金額が増えないような形で進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

139ページの町道等維持補修工事費8,600万円ですかね、この工事費は、もう既にこことここをまずやるっていう場所が決まっているのかどうか、全てのところのが決まっている予算ではないかと思うんですけれども、決まっていれば教えていただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

濱課長。

○管理課長（濱伸二君）

この8,600万円の内訳ですが、北部法面の補修と皆前の排水路、その橋梁の関係で道路が上がる分に対しての皆前地区のそこが流れが悪いところの改修を今のところ計上して、あとにつきましては、通常のカラー舗装ですね、カラー舗装が2路線、その分が箇所としては決まっております。あとについては通常の維持管理の分だということ。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

質問しますので、委員長交代します。

○副委員長（中村美穂委員）

質疑はありませんか。

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

さっきの町営住宅の件けども、例年4月に収入状況を報告をしてもらって見直しをする。まあ、大して前年度に対して収入がものすごく良くなったとかいうのはあまりないかもしれんけども、そういう家賃と言いますかね、家賃の変更があった時は保証人さんまで通知をするようにといったことを指摘しとったことがあったかと思うんですが、そこら辺は履行してるのかしてないのか。それと、家賃の滞納があった時に、基本的には3ヶ月以上というものは新しいものはないのということなんですけども、特にその古いやつは別としても、新しく3ヶ月以上延滞が発生したとかいう場合には、当然、入居に当たって保証人がおるわけですから、保証人にも通知をすると、それをしとかんともう何年も経ってからどうしても払わないので、あなた払ってくださいよと言っても、それは今度は保証義務がね、裁判所は免れるという結果が判例もあるので、やはりそこはきちっと守って仕事をしていかんと条例上では3ヶ月以上滞納した場合では退去を命ずることができる町長の権限でなるとるわけですから、いきなりそこを条例はなるとるからと言いながらも、回収努力をしたのかどうかというのが問われてくるのでね、そういう手続きをきちっと踏んでもらわんといかんと。そういう部分は最近はどうしておるか、ちょっと教えてください。

○副委員長（中村美穂委員）

馬場主事。

○主事（馬場俊輝君）

まず家賃の価格面について連帯保証人さんに報告をしているかという点なんですけれども、そちらに関しては、行っておりません。滞納の3ヶ月以上の場合ですね、どのような対応をしてるかっていうと、まず督促状ということで、額が幾らになっていてどれだけ滞納があるので、ある程度2週間なら2週間ですね、期間を設けて、一括でお支払いくださいという督促状を送っております。その文面の中に何ら連絡をされなかったりとか、納められなかった場合は、連帯保証人様に通知をさせていただきますということで書かせていただいております。そのままその滞納者の方が放置をされた場合ですね、連帯保証人さんの方にですね、入居者の方が滞納されていて今現在お支払いがないですと、金額は幾らです、入居者の方と話し合っただけで支払うように指導をしてくださいというような通知を行っております。それでもなければですね、連帯保証人様に請求だったりとかお客様、入居者の方にですね、更に督促を送ったりとかして、でもそれでもなければもう最終的には裁判になるのかなというような形です。以上です。

○副委員長（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

今、答弁をされたようなことをね、手続きをしっかりと守ってやっていただければ、こ

の前みたいに何百万も滞納してね、裁判までするという事はならんわけですから、是非これはしっかり守っていただきたい。それと今裁判の話しましたけれども、最終的にこれが今どういう経過で進んでおるのか、勝訴はした。明渡しもした、それで現実に明渡しがなされておるのかどうか、そこら辺はその後は聞いてませんので教えてください。

○副委員長（中村美穂委員）

日名子課長補佐。

○課長補佐（日名子達也君）

退去していただいたところにつきましてははですね、現在もう明渡しはしていただいております。建物については明渡しをしていただきまして、残りの分の引渡しをしていただきまして、新しく前回の抽選の時にですね、その分については入居、新しい方に入居をしていただいております。以上です。

○副委員長（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

そうすると、もう1つの訴訟、訴訟と言うかな、あれは始めたんですかね、請求、家賃の何百万という請求残つとるわけですから、その請求についての方の手続はどうなっておるのか。

○副委員長（中村美穂委員）

日名子課長補佐。

○課長補佐（日名子達也君）

滞納分の家賃につきましてお答えをいたします。家賃につきましては、現在今ちょうど1年、退去していただいて約1年ぐらいが経過をしているところです。今新しい所にお住まいをしていただきまして、住所も当然分かっておるところでございます。で、あの、生活のサイクルとしても約1年、今経過をしますもので、やっとなですね、落ち着いて生活をされてるのかなというところでもありますので、今後は関係機関、福祉事務所ですかね。こちらの方とも連携をしながらですね、今度お会いをして話を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○副委員長（中村美穂委員）

委員長交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。総括的にありませんか。

質疑なしと認めます。これで、管理課所管の質疑を終わります。

場内の時計で15時10分まで休憩いたします。

（休憩 14時53分～15時10分）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは休憩前に引き続き、委員会審査を行います。これから、都市整備課所管を行

います。議案の説明を求めます。

松邨課長。

#### ○都市整備課長（松邨清茂君）

はい、それでは議案第18号都市整備課所管に係る平成28年度一般会計当初予算についてご説明申し上げます。予算書の8ページをお開き願います。第2表の地方債でございます。都市整備課所管につきましては、土地区画整理事業1億120万円、街路事業2億9,500万円、市街地整備総合交付金事業1,780万円でございます。これは国庫補助に対する起債分でございます。続きまして、一般会計予算に関する説明書14ページ、15ページをお開き願います。12款1項5目土木使用料、2節都市計画使用料ですが、1,246万9,000円のうち、都市整備所管分といたしまして説明欄の上段、公園占用料62万7,000円、と下から4段目の中尾城公園使用料72万円、それと下段部の都市公園使用料1,000円、潮井崎交流館施設使用料2万円で合計136万8,000円でございます。

続きまして18ページ、19ページをお開きください。13款2項4目土木費国庫補助金ですが、都市整備課所管分といたしましては2節と3節でございます。2節の都市計画費補助金として活力創出基盤総合交付金の3億8,500万を計上しております。これは歳出、後ほどご説明いたしますけれども、歳出の144、145ページの8款5項4目15節街路整備事業へ充当する交付金でございます。また、20ページ、21ページ上段の3節、市街地整備総合交付金の1,320万円でございますけれども、これは公園整備事業費の交付金です。百合野児童公園の面的整備に係るものでございます。これも同様に歳出の146、147ページの8款5項5目15節、工事請負費4,300万円のうち3,300万円に対する交付金でございます。続いて26ページ、27ページをご覧ください。14款3項6目土木費委託金ですが、都市整備課所管分といたしましては2節港湾緑地管理委託金と、3節都市計画費委託金でございます。2節の港湾費委託金でございますが、説明欄中段の港湾緑地管理委託金47万3,000円でございます。これは長崎県からの委託金であります。ふれあい広場横の砂揚場との境に緩衝帯として設置しております白髭公園の管理に対するものでございます。3節の都市計画費委託金1,000円につきましては、都市計画法に基づく許認可事務の権限移譲交付金でございます。続きまして、30ページ、31ページをお開きください。17款1項3目土地区画整理事業特別会計繰入金でございますが、高田南土地区画整理事業での保留地処分金を特別会計から一般会計に繰り入れするものでございます。

続きまして、32、33ページをお開きください。19款、下の方ですね、19款5項1目1節雑入ですが、説明欄の中段の清涼飲料水自動販売機設置使用料、331万3,000円のうち、都市整備課所管分といたしましては8台分の設置使用料として57万6,000円、下から2段目の各種施設電話使用料5,000円のうち都市整備課所管分としましては、潮井崎交流館と中尾城公園分の1,000円を計上しております。

次のページ、上から3段目の都市計画地図売払収入といたしまして5万円を計上しております。説明欄中段のやや上、中尾城公園施設利用者生涯保険料精算金として、1,000円を計上しております。以上が、都市整備課所管分の雑入として62万8,000円を計上しております。続きまして20款1項1目、下の方です。土木債の1節都市計画事業債でございますが、土地区画整理事業充当起債として1億120万円、街路事業充当起債として2億9,500万円を計上しております。これは、これも後ほどご説明いたしますけれども、歳出の142ページ、143ページの8款5項2目土地区画整理事業の28節、土地区画整理事業特別会計への繰出金に相当するものでございます。それと地方債とその下、街路事業充当起債として、2億9,500万を計上しております。これも144ページ、145ページの8款5項4目、街路事業に相当するものでございます。

次のページをお開きください。2節の市街地整備総合交付金事業債につきましては、公園整備事業充当起債といたしまして、百合野児童公園の面的整備に係る起債として1,780万円を計上しております。歳入は以上でございます。都市整備課所管の歳入の総計は8億1,467万1,000円となります。

続きまして、歳出でございます。136ページ、137ページをお開きください。8款2項1目道路橋梁総務費でございますが、9節旅費11節需要費13節委託料、14節使用料及び賃借料19節負担金補助及び交付金につきましてはいずれも経常的経費でございます。以上が道路橋梁総務費、歳出合計149万3,000円で計上をしております。

続きまして、138ページ、139ページをお開きください。8款2項3目道路新設改良費でございますが、9節旅費、11節需用費、16節原材料につきましては経常的経費でございます。12節の役務費40万円につきましては、道路改良事業における土地鑑定手数料を計上しております。15節工事請負費300万円は、道路改良工事費として計上しております。以上が、道路新設改良費歳出合計309万5,000円を計上しております。

続きまして、142ページ、143ページをお開きください。8節5項1目都市計画総務費でございます。1節報酬16万9,000円は、都市計画審議会開催にかかる委員報酬として計上しております。次に、2節給料、3節職員手当、4節共済費につきましては、職員7名分に相当する人件費4,897万7,000円を計上しております。7節賃金、9節旅費、11節需用費につきましては経常的経費として計上しております。14節委託料の400万円は、都市計画道路西高田線の都市計画変更認可変更図書等の作成業務の委託料を計上しております。14節使用料及び賃借料、19節負担金補助及び交付金につきましては経常的経費でございます。以上が都市計画総務費の歳出合計5,443万4,000円でございます。

続いて、2目土地区画整理費、19節負担金補助及び交付金9万4,000円は、ま

ちづくり区画整理協会負担金としての経常的経費でございます。28節繰出金3億5,421万4,000円は、長与町土地区画整理事業特別会計への繰出金として計上しております。これは補助裏負担分、地域開発事業債償還金及び人件費等に対する繰出金でございます。以上が、土地区画整理費の歳出合計3億5,430万8,000円でございます。続きまして、4目街路事業費でございます。次ページにまたがりまして、9節旅費及び11節需用費は街路事業に伴う経常的経費でございます。12節役務費、115万4,000円は主に土地鑑定手数料と上下水道に係る検査手数料として計上しております。13節委託料500万円は、橋梁建設及び県道拡幅に伴う物件調査2件でございます。14節使用料及び賃借料96万円としましては、西高田線の切土工事に伴い隣接する通称アップルタウンとの境に接造している箇所、H鋼の防護柵にかかる賃借料を計上しております。15節工事請負費6億4,600万円は、都市計画道路西高田線街路整備工事に係る費用でございます。17節公有財産購入費1,000万円につきましては、県道拡幅に伴う用地購入費でございます。19節負担金補助及び交付金2,881万円でございますが、これは県事業で行っています高田線と吉無田三根線の改良事業費に相当する都市計画道路事業地元負担金2,880万円、及び都市計画街路事業促進協議会会費1万円でございます。22節補償補てん及び賠償金、9,300万円でございますが、橋梁建設及び県道拡幅に伴う補償13件分を計上しております。以上が街路事業の歳出計の7億8,526万1,000円でございます。続きまして、5目公園緑地管理費でございます。144ページから147ページにまたがりまして、9節旅費は経常的経費でございます。11節需用費の1,578万2,000円でございますが、公園管理に伴う経常的経費でございます。説明欄の消耗品584万2,000円の内訳といたしましては、中尾城公園及びその他の公園の管理消耗品費、植樹祭等の花の苗、花いっぱい運動時、これは2回やってるんですけども、これの花の苗約3万6,000円分も計上しております。その他、各公園の維持管理に要する費用を計上しております。12節役務費の181万6,000円についても経常的経費でございます。下から2段目の総合保険の160万6,000円は中尾城公園の入園者、植樹祭等の参加者の傷害保険料に要する経費でございます。13節委託料、3,802万5,000円の内訳でございますが、各公園のトイレの清掃、これは主にシルバー人材センターへ委託をお願いしておりまして、管理委託料として433万2,000円。公園の剪定等委託料といたしまして89万4,000円、公園の砂場検査委託料として37万8,000円、中尾城公園の保守点検委託料として69万3,000円、各公園の施設管理、中尾城公園施設管理、潮井崎公園施設管理として3,098万7,000円、潮井崎公園の警備委託料15万6,000円、看板作成業務として10万円、植栽の管理委託料として48万5,000円でございます。14節、使用料及び賃借料693万6,000円でございますが、主なものとしましては11ヶ所の借地公園の借地料でございます。15節工事請負費の4,300万円は、経常的経費と公園の維持管理補修に要する費用1,000万円と、歳

入でも申しました百合野児童公園の面的整備費3,300万円でございます。16節原材料の80万円は、施設整備に要する補修材料費でございます。18節備品購入費の30万円でございますが、草刈機発電機等の購入費でございます。19節負担金、補助及び交付金の7万8,000円は、公園に関連した協会費及び負担金でございます。以上が、公園緑地管理費の歳出額1億679万8,000円を計上しております。

最後に、災害復旧費でございます。190ページから191ページをご覧ください。11款2項1目道路等災害復旧費でございます。9節旅費、11節需用費、19節負担金、補てん及び賠償金は経常的経費でございます。13節委託料350万円は、災害発生時の復旧工事設計委託でございます。14節使用料及び賃借料20万円は、工事用機械及び自動車借上料でございます。15節工事請負費の300万円は、災害復旧時の工事費と計上しております。以上が災害復旧費690万円の内訳でございます。ただいま、ご説明申し上げた歳出の合計は人件費を除き、12億6,412万2,000円でございます。続きまして、主要な施策に関する説明の方でございます。都市整備課所管分としましては19ページ、20ページをお開きください。8款5項2目高田南土地区画整理事業費でございますが、特別会計の繰出金として、3億5,421万4,000円を計上しております。この内訳といたしましては地方債1億1,200万円、一般財源2億5,301万4,000円、合計の3億5,421万4,000円で、主に補助裏相当分として一般会計から特別会計の繰出す金額でございます。4目の街路事業費ですが、街路事業地元負担金におきましては県事業における2路線の改良工事を行っています。それと同じく街路事業西高田線ですが、橋梁工事に伴う上部工、県道、町道の交差点改良、照明、切土工事で合計7億5,641万4,000円でございます。5目の公園緑地管理費におきましては、都市再生整備計画事業により百合野児童公園の面的整備工事を行う予定でございます。以上で都市整備課所管分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。まず、歳入ですが18、19ページをお開きください。すいません、14ページ、15ページ、中ほどの土木使用料の1節549万、それから2節の都市計画使用料のうち、ごめんなさい、2節の公園占有料、中尾城公園使用料、都市公園使用料、潮井崎交流館施設使用料、これがトータルで136万8,000円が都市整備課所管ですね。次、18、19の1番下の2節都市計画費補助金3億8,500万、いいですね。次に20、21の1番上段、3節1,320万、百合野公園分ですね。あとで歳出もでてまいりますので。

それでは次に、26、27、14款3項6目2節の港湾緑地、管理委託金47万3,000円分が都市整備課所管です。いいですか。

次に30、31ページ、17款1項3目の1節は存目計上です。次、32、33ページ、雑入ですが、下から4番目、自動販売機の使用料ですね。都市整備課分が57万6,

000円、それと電話使用料、下から2番目。これが1,000円だったかな、存目で  
すね。次のページ、34、35、上から3番目、都市計画地区売払収入です、5万円。  
それから、中尾城公園施設利用者障害保険精算金、これは存目計上です。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この中尾城公園施設利用者傷害保険料精算金ですけれども、現在までに数字がもしわ  
かってれば、何件ぐらいがこの保険料の関わったといいますか、保険の適用になったの  
か、分かるでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

はい、これは精算金の1,000円っていうのは、1年間、前年度かけとって、何も  
使用、事故とか、そういったことがなかったら、そこの中で共済費みたいな感じで、  
お金が少し返ってくるんです。その分の存目の計上でございます。で、年間1件で、事  
故とかその施設を利用されとって、怪我とかそういったところで保険が使われたのは、  
1件とかそういうレベルでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。

34、35の1番下です。土木債3億9,620万。これも後で、歳出の方でもあ  
りますので。36、37の1番上、1,780万です。いいですか。

歳出にいけます、136、137、8款2項1目、次のページの1番上段、19節ま  
でが道路橋梁総務費です。ここで、何かありましたらどうぞ。いいですか。

はい、次、138、139、2目、3目です、ごめんなさい。いいですか。

はい次、142、143、8款5項1目都市計画総務費です、いいですか。

じゃ、2目と4目も一緒に、ありましたらどうぞ。はい、次のページが4目の続きに  
なりますが、中段まで。いいですか。じゃ、5目8款5項5目。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

多分ここだと思うので、中尾城公園のことに関してお聞きします。ここでいいんです  
よね、公園です。今現在ですね、スパイラルスライダーでしたっけ、が使用中止で改  
修点検のためということで、で、今回それに関する物があまりないようなんですけども、  
この使用自体を今検討しているのか、それともお金があれば改修をしてときちんとし  
て、また利用可能ということで使うのか。そのあたりはどうなってるのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

はい、今のご質問でございますけれども確かに今、スパイラルスライダーは利用を停止しております。これは昨年の7月にちょっと事故がございまして、そこで小学校4年生の子だったと思います。この子が滑っていて、ちょうどもうすぐ終わろうかなっていうちょっと手前のカーブのところで、ちょっと左脚の大腿部のところをちょっと骨折いたしまして、事故があつてます。で、その件で改修ができないかとかですね、そういったところちょっとメーカーとか問い合わせして検討してます。おまけに施設自体がもう20年を経過しております。で、そのスライダー自体はステンレスでできてますんで、表面の錆びとかそういったところはちょっとないんですけども、どうしてもちょっと、子供たちが滑った時にちょっとスピードが出すぎたりとか、ちょっと恐怖心があったりとか、スピードが出てちょっと恐怖心があるっていうところまで遊具の役割だろうと思うんです。ただしそこを限度を超えた時に、どうしても事故とかこうつながっているようございまして全国からすれば撤廃とか、何か事故があつたらすぐ撤廃とか、こういった形になって公園の遊具がなくなってきたのも皆さんご存知のとおりでございます。しかし、子供たちがそうやって機会、そういったとちょっと危ないねと怖いねとかそのぎりぎりのところぐらいで何とか利用できないかっていうのも今全国的な、動きもございまして。ただし、そこでやっぱり致命的な事故とかあつた場合に管理者といたしましては、非常に辛いものがございます。何もなかったら子供たちは事故がなくて楽しく遊べるのに、骨折すればもう1ヶ月はやっぱり松葉杖とかそういった状況になりますので、何とか改修をして、改修という内容がちょっと恐怖心があるとかスピードが出すぎるの抑えるために、そのスパイラルの螺旋状で降りてくるんですよ。これを何とか解消できないかっていうのをちょっと検討はしてるんです。ところが現状がステンレスなので、ステンレスでおまけに3次元の曲線のカーブを描いた品物で、なかなか難しいんです。現場の方で、そのまま改修できるという品物じゃないんです。工場の方である程度加工をして、今の現状に合ったところでもう、ミリ単位とまで言いませんけれども、そういったとこ、ステンレスって結構硬いのでその現場でくって捻ったりできないんです。だから、そういったところで専門の業者を探しておるところでございます。なかなかこれが見つからない。で、ステンレスをいっぱい扱ってる鉄鋼所とかもそういったところをあたってはるんですけども、どうしても二の足を踏んでるっていうのが、現状でございます。作成に関わりました設計屋さんとか、その作ったところの方のメーカーにも問い合わせはしてるんです。ところがそこでもやっぱり、もう20年も経つていうところで二の足を踏んだり現場で加工が難しいっていったところで、今現状止まっている状態でございます。だから今後は、それを思い切って改修するか、このままの状態撤廃するかのところをちょっと視野にいれながら、財政とも話をしながら、今後、進めていかななくてはいけないかなと思うんですけども、何せ改修するのに先ほど言いましたステンレスの3次元曲線で作っていかなくちゃいけません。かなりの金額がかかりますんで、当初作った時の金額とあまり変わらない金額になるんじゃないかなと。一応見積もりをも

らったんですが、財政的な面もございまして、このまま施設を改修して、使用料でもうほんと僅かなんです。だから、そこでそれだけ入れて改修して費用対効果があるか、そのまま使って不安のままで私達も管理するのかっていうのもございまして、今、ちょっとしばらく考える時間を置いていただいているというのが現状でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

分かりました。それと、その中尾城公園に関してはですね、やっぱり皆からまずいろんな話を聞くのはあの赤い橋ですよ。あの赤い橋の維持していくためには何年かおきに云千万というお金をかけて塗装をしないといけないということも含めてですね、そこは連結してるから、こっちの遊具がもしですね、撤廃となった場合、あの橋も撤廃ということになるんですか。あそこはあそこなんですかね。はい、すいません。

○委員長（喜々津英世委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

スパイラルスライダーはちょうど赤いブリッジの方の橋脚の方に、その中を螺旋状で回ってきてるんで、スパイラルスライダーを取ったからといって、橋がなくなるわけではございません。ただし、先ほど言いましたスパイラルスライダーを撤去するにも費用が相当かかるんです。足場を上まで全部組んで、全部切り落としながらクレーンで吊りながらという話になりますんで、そのまま残してて撤廃、要は、デザイン的なものでもいいんじゃないかなと。先ほど言われとったエアロブリッジでございます。確かに、もうそろそろ橋の色塗りをしなくてはいけないんです。当然、あの橋自体は鉄で出来ますんで、ある程度のスパンの中で錆び止めとか上塗りをしていかないと持ちません。それも次回かその次の年度ぐらいにはもう頭に入れてって、予算を計上していかなくてはいけないかなと思います。撤廃っていうのもそのエアロブリッジ自体を撤廃しようというのはちょっと考えてないんですよ。何でかと言いますと、長与駅に下り立って1番最初に見えるのが赤い橋。で、今も他の町以外の方たち、長与にあそこにあるエアロブリッジがあってスパイラルスライダーがあってとか、もうそういったイメージができますんで、なかなか簡単に撤廃というのはどうかなと思います。ただし先ほど言いましたスライダーに関してはちょっと遊具的なものでございますんで、そこで維持管理とか費用対効果を考えたらどうかなっていうのはあります。ただし、エアロブリッジに関しては、色を塗って、で床の板を順次張り替えながら、そうやって利用をしていこうかなとはちょっと今考えておる次第でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

今の件のなんですけれども、今まで20年経過してるというところで、昨年そういう事故があって今後のスパイラルスライダーに関しては見通しが立たないっていうところでしょうけれども、今までこういうその事故がなかったのかどうなのか、初めての事故だったのかということで1点。それから、その怪我をされて骨折された方にはやっぱり賠償問題とか病院代とかいうのがそういう関係があったのかですね、そのところはいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

はい、確かに、過去も事故はあってます。で、先ほど言いました事故があつてる箇所って、ある程度特定ができてるんです。1番上から下まで60メートルぐらいを滑ってくるんですけども、下から約10メートルぐらいの間の所で1番事故が起きてる。件数的にいけば、先ほど言いました1年間に1件じゃないけど、ちょっと調べましたら、10件ほどあってます。で、当然その中にも骨折から擦り傷、擦り傷はちょっと度外視をしまして、骨折系の事故が10件程度あります。だから、私達もその子供たちの滑り方もいろいろこう注意はしてるんです。あそこにも看板を立てて、うちの係員の人がおられてこうしてるんです。で、その中でも、1回、1番最初は、年齢制限とか身長制限もなしで全てフリーだった。で、ちょっと事故が頻繁して5年か4年ぐらいじゃなかったかな、小学生以上っていったところ一端制限を設けたみたいです。その後、私が都市整備に来た26年4月の時にもちょっと事故がありまして、来てすぐですね、そこでもうちょっと大々的に改修をしようかといったところからそれからもうずっと考えてはいたんです。その後、身長制限と学年制限を設けました。それでも今回、昨年、ちょっと事故があつたんで、これはちょっともう根本的に変えなくてはいけないという形で今の状態でございます。それともう1つは、この施設で事故が起きた場合、どうしても損害賠償とか慰謝料とかございます。こちらの方につきましては、公園の先ほど言いました施設賠償責任保険というのに入ってます。だから、そこである程度の治療費とか慰謝料とかそういったところは保険会社からは出るようにはなってます。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

私も子どもが小さい頃、1回、あれが出来たはなに滑ったことあるんですけども、滅茶苦茶お尻が痛くて挟まれる感じで、大変ものすごいスピードだったんですね。やっぱりそういう事故がたくさんいろいろ起きてたら、やっぱり本当今後考えるべきなのかなというところはありますけど、そしてまたもう1つ、ロープウェイの方がありますよね。何て言うのかな。モノレール。モノレールですか、モノレール乗らせていただいたんですが、モノレールを乗った所の1番上の所に、降りた所に、ちょうど上から降りてくる

所の、ボタンを開けないと下の係員を呼べないところがありますよね。ありますね。そこがですね、一応表示はしてあるんですが、ボタンの位置が全く分からなくて、非常に難しかったというところで、そのボタンのここですよ、というよう表示がないとですね、多分あれ、引くのか押すのかどうするのか、回すのか分からない状態だったので、もしよかったらそこのところもちょっと見ていただければという、改善していただければと思います。はい。

○委員長（喜々津英世委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

はい、滑り台で滑っていただいて、感覚的にはお分かりになったと思うんです。スライダーの中に、大人が滑れば、お尻が挟まれたと言われるんですけど、お尻が挟まれる間は事故はないんです。子供たちは、お尻小さい。で身長もちょっと低い。だからそこでちょっとスピードとカーブとございますので、そこと幅がちょっとあり過ぎますんで、そこで子供たちがその中で遊ぶような格好になるんです。滑りながら。だからこれがちょっと危険だということで、何とか改良したいとは考えているのが1つです。もう1つ、スロープカーの話、モノレールですね。この件につきましては確かに上の方に行って、ボタンが押しづらいとかもしそういうのがあれば、ボタンここですよ、押しください、とかそういった看板作るのは簡単でございます。ただし、ただし、モノレールもちょっと経過し過ぎているんです。で、今も毎年機械面に関して、当然ブレーキ関係は毎年定期点検をしながら主要な部品は全部交換をしていってるんです。で、その物の自体もちょっと古くなって、車自体はもう交換しなくてはいけないという時期も来てますし、耐用年数からすればもうちょっと過ぎてるんで、そのモノレールに変わるもの、以前の議会でもちょっとお話をしましたけれども、古くなった施設は、このまま維持できるのかっていうんじゃないかって、もし撤廃とかそういったところがあれば、考えてもいい時期に来てるんです。だから、残したいものは残す。で、これでもう町として維持管理費にちょっとお金が掛かりすぎるのであれば、撤廃もいいんじゃないかっていうのを答弁を申し上げておりますんで、その件も含めたところで、理事者の方とか相談をしながら撤廃修理っていうのは考えておりますんで先ほど言われたちょっと見にくいところはちょっと改良する余地はあるんですが、ちょっとあの、その施設自体も、もういろんな方向に変えようって、ちょっと考えてる最中でございますんで、ちょっと暫く時間を頂けないかなと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他に。

はい、山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

今のモノレールに関連です。前回私が一般質問させていただきまして、今のような答

弁が返ってわけでございますけども、思いとして、また何か変わるものということで、ちょっと具体的な名前も出たんですけども、やはりいろいろな人から聞けばですね、年寄りだけじゃない、子供さん達もやっぱり楽しみにしとるという意味合いからですね、やっぱりこう維持していただきたいなという声もたくさんは個人的ですので聞きませんが、そういったその踏まえながらですね、やっぱり新しいことも考えておられるか分かりませんが、今の答弁ではどうでしょうかと言っても、答えは一緒だろうと思いますけども、私が質問した時からして一步でも幾らかでもそういう話が進んでいるのか、お伺いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

当然中尾城公園につきましてはモノレール、スロープカーですね、これに乗って楽しいっていうのも1つはございます。そこがちょうど高台なので、何かイベントがあった時にお年寄りとか体がちょっと不自由な方達はそっちのモノレールとか使って上に上がっていただくっていう1つの目的もございます。だから、モノレールに関してはこれを撤廃する場合は何か代替のものを置こうとは思っております。だから、現在のところ一般質問の時にもちょっとお話をしましたけれども、ゴルフ用の乗用カートとかそういった形をちょっと考えはしてるんです。で、あとはどういった運行体制にしようとかですね、そういったところもございます。今回、その予算の方はちょっと計上はしておりません。これは一般質問じゃなくて議案の提案の時もご説明があったかと思っておりますけども、あくまでも骨格予算でございまして、財政の方とか理事者の方には話は通してるんです。だから、モノレールの方が、ちょっともう危なくなる前に変えたいというのは意向を私たちは申し上げておりますので、その分で替わるものとして先ほど言いました乗用カートみたいな形で変えればいかなと思います。テストもしました。テスト運転もしてあの坂を上って行きました。で、十分上っていける力はございます。で、電動ですので、ブレーキはかかるんです。回生ブレーキになってますんでそれを発電しながらブレーキに、ハイブリッドと同じですね。だからそういった形でブレーキも効きますんで、何とかそれが導入できないかっていったところまではいってるというのでご了承頂ければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

今の質疑はだいたい146、147まで含めたところで質疑があったというふうに思っております。ここで、何かありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

工事請負費のところ公園整備工事費ですね、本会議の中では百合野児童公園それから健康遊具についてもってというような話があったと思うんですが、健康遊具がもしここ

で検討されているのであれば、町としてどういうふうなですね、例えばどういった場所にどういうふうな形で整備しようという計画があればですね、お聞きしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

ちょうど前回の一般質問の中で、堤委員さんの方で健康遊具を設置したらいかがかつていうご質問があったと思います。ちょうど百合野児童公園の面的整備の改修を控えてたんで、ここの中に当然子供たちの遊具と融合して、健康遊具を設置しようという考えはございます。だから、今回この百合野児童公園におきましてグラウンドの整備を始め、トイレとか健康遊具の設置は考えております。ただし、これも補助対象とかもいろいろございまして、今検討してるのが健康遊具3基をちょっと考えはしてます。ちょっと金額が高いものとかも使いづらいとかいろいろあるんです。健康遊具だからといって、大人が使うとは限らないんです。そこに管理人がおるわけじゃないんです。だから、子供たちも使う恐れがあるんです。1番問題なのが大人が使うその健康遊具を使って子供たちが怪我をした時、先ほど怪我の話をちょっとしましたけども、ある程度町としてもリスクの管理をしながら、そこでリスクを負わないような形を持つとかないと、私たちもそこにずっとはまって見てるわけじゃないんで、一般的に危なくないような健康遊具を、一般的なやつしかまずおけないと思うんです。大都会の方で健康遊具、今、堤さんをご存知だろうと思いますけど、結構何十基と置かれてされてる公園も確かにあるようでございます。ただしここにはそのインストラクターというのがおられて、こういった使い方こういった回数でとか、そういった指導者がおる場合は大きないろんな難しい健康遊具も置かれていいのかなと思います。一般的に児童公園であれば、さほど危なくないようなところでないとうちとしてもちょっと保証ができないんで、そういったところを考えております。簡単に言えば、身体を延ばしたりとか、ぶら下がったりとか、背骨を延ばしたりとか、そういったところをちょっと検討はしております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。はい。では次、190、191、災害復旧費は11款2項1目、ここでありましたらどうぞ。いいですか。はい、それでは、歳入歳出あわせて何かありましたら質疑をしてもらいたいと思います。ありませんか。いいですか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

142ページですね、土地区画整理費、これで従来ですね、一般会計からの繰出金は約6億前後5か6億ですね、ずっとしてきたわけですね。ところが今年なってここに書いてますように3億5,430万8,000円、これもう半減をしておるわけですね。それで、特にあの区画整理の特別会計のこの予算もですね、見ますと事業費で約8億、昨年がですね。今年が約3億ちょっとですね、特別会計の。そうしますとね、今何を言

いたいかといいますと、この区画整理高田南がですね、予定どおり32年の目標のですね、完成年度に益々ですね、遠ざかっていくということがですね、これ明確だろうと、8億の事業が3億に縮まったらですね、これ進むはずが、進捗あるはずがないですね。そういう面からこの前、財務のその予算の審議の時に、この事業の内容については所管で聞くけれども予算を持つてる総務部長の意見はどうかということで確認をいたしました。そしたらですね、所管と十分協議をしていると、でお願いをしているというようなですね、答弁がありました。したがって、今度は所管のですね、部長以下が来ておられますので、果たしてこの3億でですね、事業がその予定どおりいこうと考えておられるのかね、何故半額になってしまったのか、というようなことの経緯をですね、まずそのお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

はい、今岩永委員さんが言われたとおり、昨年の当初からすれば、昨年の当初が約6億、今年が3億5,000万で約半額近い金額なってます。で、うちの方もヒアリングを受ける時にはこれより大きい金額で要望はしてるんです。ただし、28年度に関しましては、西高田線の都市計画道路西高田線、これをある程度新設区間の分、北陽台高校のバス停の所までの間に結構事業費がかかってきます。で、国の配分につきましても、ちょっとここ何年かの間、無茶苦茶低いんですね。要望しているところの3割程度しか、要望がないんです。そこの中でうちも西高田線の方をちょっと早くちょっともう危ないんで、そこをちょっと重点的に28年度は何とかっていう形でしておるのは、そういった経緯はございます。ただし、予算のヒアリングの時にも高田南をこのまま置いていくにはいかない、何とか私たちも早期完成がもう見えるようにしたい、早く終わらせたいじゃなくて、その時期が、終わる時期が見えるように住民の方にもこうしていきたいんでっていう形で要望しておりますんで、今回骨格予算という形でこういった金額になってはございますけれども、財政の方につきましても、もし要望額、国の方の内示がつけばすぐ増額できるような、準備はさせていただいておるんです。だから、何とかここ、国の補正でも配分でも多ければこの金額は増やす準備はしてございますんで財政の方にも、その分はお話をしております。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

西高田線がですね、事業費が伸びて、確かに約6億ぐらいになっておりましたかね。そちらには重点だということはよく私も理解をいたすわけですが、ただその何十年もですね、この約5億ないし、私がおる時もですね、約5億をベースに振興計画でもですね、一般会計の繰出しを5億ベースということまでしてきたわけなんですけども、それがずっ

ときでですね、急に今年にね、ぼっと半額ぐらいに下がってしまっていると、これは言えんも言えんだろうっていうふうに感じておるわけですね。したがって今課長が言われるように、この動向によってですね、補正も考えているというようなことであればですね、両方私も先ほど言いますように、総務部長の見解と、まだ部長の見解を聞いておりませんが、所管のね、課長の考え方もよくわかったわけですけれども、できるだけ、この西高田線は当然ながらですね、進めていく必要があるけれども、高田南はですね、引くに引かれない現実になっておるわけですのでね、このあたり、部長以下ですね、力を入れてですね、予算確保に努力を一層ですね、する必要があるんじゃないかというふうに思っております。最後に部長の見解を聞いて終わりたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

森部長。

○建設部長（森浩平君）

今、委員さんおっしゃるとおりなんです、うちの方も当初の時には財政とのヒアリングを行います。その中で課長が申しあげましたように、今度、補助がどのくらいつくか、それに対する補助裏をどれだけ持ってこれるか、財政ともお話をしていますので、6月ごろだと思うんですが、内示があると思います。その時は補正でもかけて対応したいと。十分、財政と協議をしていきたいと、そのように思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。はい。では、これで質疑なしと認めます。これで都市整備課所管の審査を終わります。16時20分まで、休憩します。

（休憩 16時10分～16時20分）

休憩を閉じて委員会に戻します。基本的に当初予定をしていたようなことですね、うまく審査は進んでおります。それで、明日が午後からの予定だったですね。明後日が、残っておれば、それと5号補正のもう一度、審査をするという約束しておりました。案としては、明日午後から出てきてちょっとだけするのか、明日休会にして、16日、朝から、補正の5号まで全部上げてしまうのか。ちょっと暫時休憩します。

（暫時休憩）

はい、それでは休憩を閉じて、委員会を再開します。本日の委員会審査はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

（散会 16時23分）